

責任ある企業融資と証券引受の ためのデュー・ディリジェンス

OECD 多国籍企業行動指針を実施する 銀行等のための主な考慮事項

(仮訳)

※本翻訳は参考のための仮日本語訳であるため、正確には原文を参照のこと。

本出版物を引用の際は、以下のとおり記載すること。

OECD (2019), Due Diligence for Responsible Corporate Lending and Securities Underwriting: Key considerations for banks implementing the OECD Guidelines for Multinational Enterprises

@ OECD 2019.本書は OECD 事務総長の責任において発行されている。本書に表明する意見および本書に採用する議論は、必ずしも OECD、加盟国政府または欧州連合の加盟国の公式見解を反映するものではない。

本書に掲載する文書および地図は、あらゆる領土の地位や主権を、国際的な境界設定や国境を、また、あらゆる領土や都市、地域の名称を害するものではない。

序文

金融機関は、持続可能な開発目標とパリ協定を達成するための対策への資金提供を通じて、および、その活動に伴う環境・社会リスクを回避し、これらのリスクに対処する努力を通じて、世界の持続可能性の推進における重要な役割を担う。

本書は、銀行およびその他の金融機関が、その企業融資と引受の活動の場面で OECD 多国籍企業行動指針 (OECD Guidelines for Multinational Enterprises) のデュー・ディリジェンス勧告を実施することを支援する。このタイプの取引は商業銀行の顧客サービスの重要な部分を占めているが、これらの取引に関して広く認められた責任ある企業行動 (responsible business conduct : RBC) の基準は、現在のところ存在しない。

デュー・ディリジェンスは、銀行がその顧客に関連する人権、労働者の権利、環境および汚職関連の負の影響を防止しまたはそれに対処するため、ならびに、財務リスクおよび社会的評価のリスクを回避するために役立ち得る。本書は、デュー・ディリジェンスのプロセスの各段階における主な行動を特定するとともに、デュー・ディリジェンスのアプローチに影響を与える可能性のある企業融資と証券引受の取引に固有の課題、既存の慣行または規則などの主な考慮事項に関する議論を含んでいる。

本書は、大手銀行およびその他の金融機関、政府、市民社会、国際機関ならびにその他の専門家の代表 50 名以上からなるマルチステークホルダー諮問グループと共同で策定された。2018 年 3 月にニューヨーク市および 2018 年 9 月にロンドンで開催された専門家ワーキング会合で銀行実務家から提供された情報も活用している。OECD 責任ある企業行動に関する作業部会が 2019 年 9 月 6 日に本書を承認し、OECD 投資委員会が 2019 年 10 月 7 日に本書を承認した。

本書は、OECD が、金融セクターで事業を行っている企業の責任ある企業行動に関して期待される事項を明らかにするために実施している取り組みの一部である。OECD は、他のセクター、具体的には採取産業、特に紛争地域および高リスク地域からの鉱物、衣類・履物、ならびに、農業において企業がデュー・ディリジェンスを実施することを支援するための個別のガイダンスも策定した。

目次

序文	3
はじめに	7
目的および対象読者	7
対象範囲	8
構成	12
関連するプロセスおよび文書との結びつき	12
第1章 責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンスの概要と銀行等にとっての意味.....	14
負の影響およびリスク	15
なぜデュー・ディリジェンスを実施するのか.....	16
デュー・ディリジェンスの特徴—本質的要素	16
第2章 銀行取引における RBC デュー・ディリジェンスに関する主な考慮事項.....	27
手段1：RBC を企業方針および経営システムに組み込む	27
手段2：実際のおよび潜在的な負の影響を特定し、評価する	35
手段3：負の影響を停止する、防止するおよび軽減する	47
手段4：実施状況および結果を追跡調査する	54
手段5：影響にどのように対処したかを伝える	56
手段6：適切な場合は是正措置を行う、または是正のために協力する.....	58
結論	64
附属書 A. 用語.....	65
附属書 B. 銀行取引の概要：一般融資と証券引受	69
A. 一般融資	69
B. 証券引受（投資家への有価証券の販売による資金調達）	71

表

表 1.1. デュー・ディリジェンスについて通知するためのステークホルダーとのエンゲージメント	24
表 2.1. 非司法的な苦情処理の仕組みの有効性の基準	61

図

図 1.1. デュー・ディリジェンス・プロセス、及びこれを支える手段.....	14
図 1.2. RBC のためのデュー・ディリジェンス：外向きのアプローチ	15
図 2.1. MNE 指針における影響との関係	42

ボックス

ボックス 1.1. 顧客の秘密を保持する銀行の義務	21
ボックス 1.2. デュー・ディリジェンス実施における協働.....	26
ボックス 2.1. G20/OECD コーポレート・ガバナンス原則.....	33
ボックス 2.2. 複数の機関が関与する場合における銀行等の役割.....	41

ボックス 2.3. 責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスからの影響との関係に 関する抜粋 (70 ページ)	43
ボックス 2.4. 一般企業融資取引における助長の仮想的な例	45
ボックス 2.5. 排除方針に関する考慮事項	52
ボックス 2.6. 可能性のある正当な是正の仕組みの例	59
ボックス 2.7. NCP の個別事例手続き：期待すべき事項	62
ボックス A B.1. 一般融資取引へのデュー・ディリジェンスの統合化の例	70
ボックス A B.2. 証券引受取引におけるデュー・ディリジェンスの統合化	72

はじめに

金融機関は、その顧客との間で責任ある企業行動を促進し、持続可能性に好影響を及ぼすことができるプロジェクトに資金を提供することを通じて、持続可能な開発に貢献する重要な役割を果たす。2015年、パリ協定と持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）が採択された。これらのアジェンダに示された対策を達成するには、金融フローの拡大が不可欠となる。例えば、開発と気候に関する世界のニーズを満たすために、2016年から2030年まで毎年約6兆9,000億ドルのインフラ投資が必要である¹。政府は、これらの目標を支援するために、金融機関の資産の規模とレバレッジを活用する傾向を強めている。G20首脳は、気候目標の促進とSDGsの目標の達成のために、（公的機関と民間機関の両方からの）金融フローを調整する必要性を強調した²。

持続可能性の目標に貢献するために、金融機関がその活動に関連する環境・社会リスクを回避することおよびこれらのリスクに対処することも重要である。この関係で、金融業界が行うことができる持続可能な開発への最も強力な貢献の1つは、強固なデュー・ディリジェンスのプロセスを通じて、その活動とバリューチェーン全体に責任ある企業行動を組み込むことである。銀行等は、デュー・ディリジェンスを実施することによって、責任をもって行動するプロジェクトと企業への資金フローを確保し、最終的に人々と地球に利益をもたらすことができる。

目的および対象読者

本書は、銀行およびその他の金融機関（以下「銀行等」という。）が、その企業融資と証券引受の業務の場面で [OECD 多国籍企業行動指針 \(OECD Guidelines for Multinational Enterprises\)](#)（以下「MNE 指針」という。）の勧告を実施するためのガイダンスを提供する。具体的には、本書は、責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンスに必要な事項について説明するとともに、デュー・ディリジェンスのプロセスそれぞれの段階における銀行等にとっての実務上の考慮事項を示す。本書は、銀行等のデュー・ディリジェンスのアプローチを理解しようとするその他のステークホルダーにも有益だと思われる。MNE 指針は、「各国連絡窓口」（National Contact Points : NCP）という独特な普及と苦情処理の仕組みを有する³。本書は、NCP が MNE 指針を理解し、普及させるための有用なリソースにもなり得る。

¹ Mariana Mirabile, Virginie Marchal and Richard Baron, OECD (2017) 「Technical note on estimates of infrastructure investment needs Background document to the report Investing in Climate, Investing in Growth（『気候への投資、成長への投資』報告書の背景文書、インフラ投資ニーズの推定値に関する技術的注記）」、

<https://www.oecd.org/env/cc/g20-climate/Technical-note-estimates-ofinfrastructure-investment-needs.pdf>.

² G20 (2017), 「G20 Hamburg Climate and Energy Action Plan for Growth (G20 ハンブルク 成長のための気候・エネルギー行動計画)」、

http://unepinquiry.org/wpcontent/uploads/2017/07/Climate_and_Energy_Action_Plan_for_Growth.pdf.

³ NCP は、2011年に改訂された OECD 多国籍企業行動指針に関する理事会決定に従って、普及活動の実施、照会の処理および行動指針の実施に関連して生じた問題である個別事例の解決への寄与を通じて同指針の実効性を高めることを目的として設立されている。各 NCP は、MNE 指針を広めるために本書を使用することができるが、本書が個別事例の申立ての根拠としての役割を果たすことは意図されていない。OECD の同指針の「OECD 多国籍企業行動指針の実施手続に関する注釈」第 25 項も参照。ボックス 2.7 も参照。

MNE 指針は、責任ある企業行動（以下「RBC」という。）についての政府による多国籍企業への拘束力のない勧告である。同指針は、経済、環境および社会に関連する進歩に対して企業が行うことができる貢献を認め、奨励しているが、企業の活動が労働者、人権、環境、汚職、消費者およびコーポレート・ガバナンスに関連する負の影響をもたらし得ることも認識している。そのため、MNE 指針は、企業がその事業、サプライチェーンおよびその他のビジネス上の関係に伴うこれらの負の影響を回避し、それに対処するために、リスクベースのデュー・ディリジェンスを実施することを勧告している。

本書は、OECD が、金融セクターで事業を行っている企業の責任ある企業行動に関して期待される事項を明らかにするために実施している取り組みの一部である。本書は、このプロジェクトの成果の 1 つである。2017 年、OECD は機関投資家の責任ある企業行動に関する論考も公表した⁴。

対象範囲

本書は、企業融資と、証券の引受活動、すなわち、顧客、企業⁵のための（公募および私募の両方の）資本調達のプロセスの場面での銀行等のデュー・ディリジェンスのアプローチに関するガイダンスを提供する（附属書 B を参照）。プロジェクトベースもしくはアセットベースのファイナンス（例：企業不動産向け融資）、またはその他の資産ベースの取引の場面における銀行等のデュー・ディリジェンスのアプローチは考慮しない。同様に、デリバティブ金融商品（例：証券化された債務またはクレジットデリバティブ）に関するデュー・ディリジェンスのアプローチも考慮せず、銀行セクターをサポートする企業（例：市場調査プロバイダー、信用リスク関連機関）に関する特別なアプローチの概要も示さない。しかし、MNE 指針の勧告はこれらの企業にも適用可能なので、本書の中の勧告はこれらの企業にとっても有用な参考資料になると思われる。

他の企業と同様に、銀行等がその事業の中で負の影響の原因となり、またはそれを助長する可能性はある（例：自行の従業員に関する労働上の負の影響）が、本書は、銀行の顧客の活動に伴う負の影響に関連するデュー・ディリジェンスの実施に焦点を当てる。環境・社会リスクの管理への銀行等のアプローチは、伝統的に、プロジェクトファイナンス取引に焦点を当てるもの、または事前に定義されている限られた高リスクのセクターのスクリーニングが含まれるものとなっている。そのため、銀行等がその企業融資と引受の活動に伴うリスクの理解を深め、これらのリスクに対応するために、そのポートフォリオ全体にわたってデュー・ディリジェンスのプロセスを強化し、拡大する機会が残されている。MNE 指針で勧告されている基準とデュー・ディリジェンスのアプローチは、全ての取引に適用される。特定の種類の取引または特定の金銭的閾値を超えるものに限定されないが、リスクベースのアプローチに基づいている（「デュー・ディリジェンスの特徴」を参照）。

MNE 指針には、デュー・ディリジェンスの期待事項に基づく一連の実体的な章が含まれている。MNE 指針の下でのデュー・ディリジェンスの期待事項で取り上げられているテーマは、人権、雇用および労使関係、環境、贈賄、贈賄要求および金品の強要の防止、消費者利益ならびに情報開示である。

⁴ (OECD, 2017) 「Responsible Business Conduct for Institutional Investors（機関投資家の責任ある企業行動）」、<https://mneguidelines.oecd.org/RBC-for-Institutional-Investors.pdf>。

⁵ 本書は、ソブリン向け融資取引については考慮せず、この取引には、デュー・ディリジェンスに関する追加的な考慮事項が必要となる可能性がある。

本書は、人権、雇用および環境に関する MNE 指針の章に関連するリスクに主に焦点を当てる。汚職の問題は、厳格な国内法の対象となっている場合が多く、銀行等の法務および／またはコンプライアンス部門によって緊密に監視されている。そのため、デュー・ディリジェンスの期待事項は、贈賄、贈賄要求および金品の強要の防止に関する MNE 指針の章に該当する影響にも及ぶが、本書の勧告と主な考慮事項は、これらのリスクが国際的なおよび国内の法律とガイダンスの下で既に明確に定義されているという前提に基づいて、これらのリスクには焦点を当てない。

同様に、多くの銀行業務がリテール市場の場面で消費者に影響を及ぼすと考えられるが、消費者の利益の問題も本書の焦点ではない。しかし、銀行等は、縦割り型手法を用いずに、そのデュー・ディリジェンスに関連するプロセスとシステムの全体を活用する努力を払うべきである。したがって、本書は、銀行等内部の最も関連性が高い様々な部門間の協力の機会に焦点を当てる。

OECD 多国籍企業行動指針の

I. 概念と原則



多国籍企業行動指針の最初の章では、以降の章の全ての勧告を相互に関連付ける概念と原則が提示されている。この概念と原則（例えば、国内法の遵守は企業の第一の義務である）は、本指針の支柱をなすものであり、本指針の背後にある根本的な考え方を明確に示すものである。

II. 一般方針



本章は、一般方針の形で企業に対する具体的な勧告を示す最初の章であり、以降の章に対しての方向付けを行うとともに、共通の原則の枠組みを確立するものである。その中にはデュー・ディリジェンスの実施、負の影響への対処、ステークホルダーへの関与、その他の重要な規定が含まれる。

III. 情報開示



企業に関する明確かつ完全な情報は、その多様な利用者にとって重要なものである。本章では、企業が事業において透明性を保ち、ますます高まる情報開示要求に対応することを求めている。

IV. 人権



企業は、国際的に認められている人権の領域のほぼ全体に影響を及ぼす可能性がある。そのため、自らの責任を果たすことが企業にとって重要である。本章は、本指針に新設されたもので、国連の「保護、尊重、救済」の枠組みと、その枠組みを運用するビジネスと人権に関する指導原則に基づき、これに沿ったものとなっている。

V. 雇用および労使関係



ILO は、国際労働基準の設定および監視を行うとともに、1998 年の労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言で規定されている、労働の基本的権利を推進する専門機関である。本章では、多国籍企業による ILO 国際労働基準の遵守促進において本指針が果たす役割に焦点を当てている。

VI. 環境



本章では、多国籍企業が内部管理の向上および計画の改善を行い、環境への対応を向上させるとともに環境保護に向け最大限の貢献をするよう、多国籍企業に一連の勧告を提示している。また、環境と開発に関するリオ宣言およびアジェンダ 21 の原則と目的を広く反映するものでもある。

注：このページは、「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス（OECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct）」（2018）からの、MNE 指針の各章について説明するために使用された合意済みの文章のコピー／ペーストである。

各章

VII. 贈賄、贈賄要求および金品の強要の防止



贈賄および汚職は、民主主義的な制度と企業のガバナンスを害するものであり、企業はこれを防止する上で重要な役割を担っている。OECDは、贈賄撲滅を目指す闘いを通じて、国際企業が対等な立場で競争できるためのグローバルな取り組みを率先して行っている。本指針の勧告は、OECDがこの分野で既に行ってきた広範な取り組みに基づくものである。

VIII. 消費者利益



本指針は企業に対し、公正な商取引、マーケティングおよび広告行動を行うとともに、企業が供給する製品の品質と信頼性を保証するよう求めている。本章は、OECDの消費者政策委員会および金融資本市場委員会ならびに国際商業会議所、国際標準化機構、国連等の国際機関の成果を取り上げている。

IX. 科学技術



本章では、多国籍企業が国境を超えた技術移転の主要なパイプ役であることを認識し、受入国への技術移転およびそれらの国々のイノベーション能力への貢献の促進を目指している。

X. 競争



本章では、多国籍企業が、該当する全ての競争関連法令に従って企業活動を行うことの重要性に焦点を当てている。企業は、自らの活動が競争制限的な影響を及ぼす恐れのある全ての法域の競争法を考慮に入れる必要がある。また、企業は、競争制限的な合意を差し控える必要もある。なぜなら、国内市場および国際市場の効率的な機能が損なわれるためである。

XI. 納税



本指針は、納税を含めた企業責任を記載した初の国際的文書であり、納税に関する一連の重要な成果、とりわけOECDモデル租税条約および先進国と途上国間の国連モデル租税条約に寄与するとともに、その成果を生かしたものとなっている。この重要な章では、納税に関する基本的な勧告を取り扱っている。

構成

「はじめに」は、本書の基礎、目的、対象読者および範囲の背景を示す。

第1章は、MNE 指針に基づくデュー・ディリジェンスの規範的基礎と、銀行等にとっての広範な意味について大まかな概要を示す。2018年、OECDは、全てのセクターに共通するデュー・ディリジェンスのプロセスの枠組みを示す「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」を公表した⁶。本書全体を通じて、OECDデュー・ディリジェンス・ガイダンスに明示されているデュー・ディリジェンスのアプローチと特徴をグレーのテキストボックスに含め、その後、企業融資と証券引受の取引に合わせて調整されたさらに詳細な勧告を続ける。

本書の本体である第2章では、デュー・ディリジェンスのプロセスのそれぞれの構成部分の中核的要素について説明する。これらの要素は別々のステップに編成されているが、複数のステップが同時に実施され、結果が相互に投入される場合があるので、実務的には、デュー・ディリジェンスのプロセスは継続的、反復的であり、必ずしも順次的ではない。この章には、企業融資と証券引受の場面でのデュー・ディリジェンスのプロセスに関して、必要な補強手段をどのように実施し、適応するかを示す具体的な行動の概要が含まれる。全ての具体的な行動があらゆる状況に適切となるわけではない。同様に、状況によっては、追加的な措置、または実施手段が有用であると企業が認識する場合もあると思われる。この章には、銀行等がデュー・ディリジェンスを実施する際に直面する可能性のある潜在的課題に関する主要な考慮事項とアプローチの議論も含まれている。

最後に、本書には、追加的な背景を示すために、1) MNE 指針で使用されているが異なる意味に対応付けられる場合もある「デュー・ディリジェンス」などの用語、2) 企業融資と証券引受の取引について解説するための記述および図を取り上げる複数の附属書が含まれている。

企業融資と証券引受の取引について解説する附属書は、銀行業務の実務家ではないが、企業融資と証券引受に関連するRBCの課題に取り組む場合があるNCP、政策立案者、多国籍企業、労働者、労働組合および市民社会などのステークホルダーのための説明情報を提供することを意図されている。

関連するプロセスおよび文書との結びつき

OECDの他の文書: MNE 指針は、RBC とその他の分野との間の相互関係を強化するOECDの他の様々な文書で参照されており、これには以下のものが含まれる：G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則（G20/OECD Principles of Corporate Governance）、国有企業のコーポレート・ガバナンスに関するガイドライン（Guidelines on Corporate Governance of State-Owned Enterprises）、公的輸出信用および環境社会配慮に関するコモンアプローチ（Common Approaches for Officially Supported Export Credits and Environmental and Social Due Diligence）、投資のための政策枠組み（Policy Framework for Investment）、公的調達に関する理事会勧告（Recommendation of the Council on Public Procurement）、および、国際商取引における外国公務員への贈賄へのさらなる対抗措置のための理事会勧告（Council for Further Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions）。

⁶ 責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンスは、マルチステークホルダーのプロセスを通じて策定され、MNE 指針に参加する48の政府によって承認された。OECD (2018)「Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct」
<https://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-Responsible-Business-Conduct.pdf>を参照。

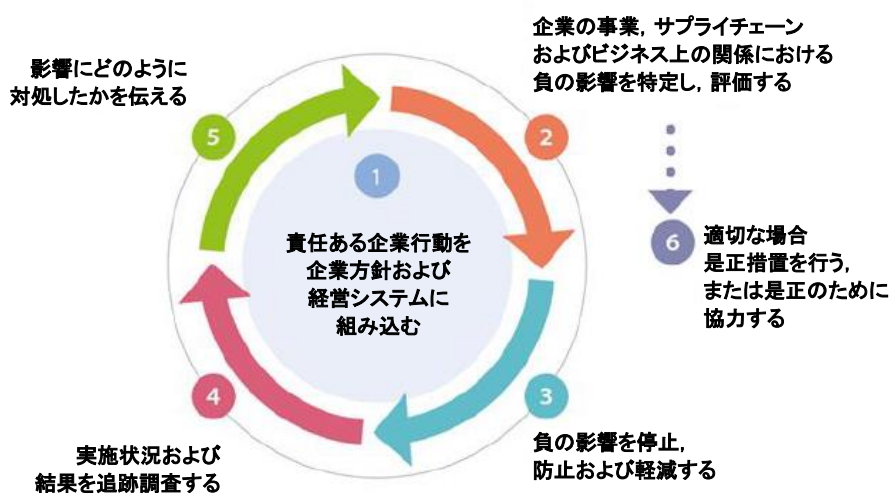
その他の多国間プロセスおよび文書：人権問題（労働者の人権を含む。）に関して、本書の中の勧告は、ビジネスと人権に関する国連指導原則（UN Guiding Principles on Business and Human Rights : UNGPs）、労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言（ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work）、MNE 指針の中で参照されている ILO 条約と勧告、ならびに、ILO の多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言に合致するように配慮されている⁷。

⁷ UN (2011) 「UN Guiding Principles on Business and Human Rights」 (<https://business-humanrights.org/en/un-guiding-principles>)、ILO (1998) 「ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work」 (www.ilo.org/declaration/lang--en/index.htm)、ILO (2017) 「ILO Tripartite Declaration of Principles concerning Multinational Enterprises and Social Policy, 5th Edition」 (<http://www.ilo.org/empent/areas/mne-declaration/lang--en/index.htm>)。

第1章 責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンスの概要と銀行等にとっての意味

MNE 指針の中で勧告されているように、デュー・ディリジェンスは、自らの事業、サプライチェーンおよびその他のビジネス上の関係における、実際のおよび潜在的な負の影響を企業が特定し、防止し軽減するとともに、これら負の影響へどのように対処するかについて説明責任を果たすために企業が実施すべきプロセスである。効果的なデュー・ディリジェンスとは、企業が責任ある企業行動（RBC）を企業方針および経営システムに組み込む努力によって支えられるべきであり、企業が原因となったり助長したりする負の影響を是正できるようにすることを目指している⁸。（図 1.1 を参照）

図 1.1. デュー・ディリジェンス・プロセス、及びこれを支える手段



MNE 指針の下でのデュー・ディリジェンスは継続的なプロセスであり、環境および／または影響を受ける当事者の労働者の権利と人権に対する実際の、または潜在的な負の影響の管理に焦点を当て、これらの影響が発生するリスクを防止および軽減することを目的とする（以下の「負の影響およびリスク」の節を参照）。RBCに関するデュー・ディリジェンスのこの理解は、銀行業務の場面で一般的にデュー・ディリジェンスが認識されているものとは異なる。銀行業務の場面では、デュー・ディリジェンスは一般的に、環境、労働者および地域社会に対する顧客の事業の影響を防止または軽減する目的ではなく、銀行にとっての社会的評価のリスク、法務リスクおよび財務リスクを特定および評価する目的で、顧客に資金またはサービスを提供する前に実施されるプロセスだと考えられている。

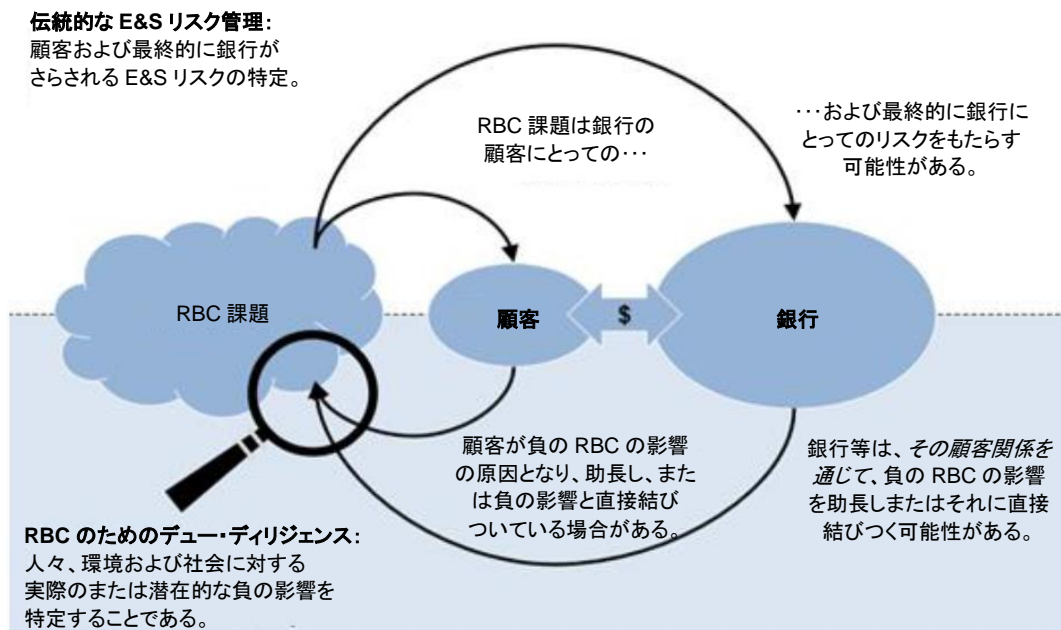
同一の用語に異なる意味が与えられていることが、銀行業務の専門家と RBC 課題を議論するステークホルダーとの間で混乱と誤解を招く可能性があるため、読者がこれらの異なる意味を認識しておく必要がある。（2.1.2. 附属書 A「用語」を参照）。

⁸ 本書全体を通して、灰色のボックス内の文章は、責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスからの抜粋である。本書注 5 を参照。

負の影響およびリスク

デュー・ディリジェンスは、MNE 指針に含まれる次の各項目、すなわち、労働者および労使関係を含む人権、環境、贈賄および汚職、情報開示ならびに消費者利益（以下「RBC 課題」という。）に関連する実際のまたは潜在的な負の影響（リスク）に対処するものである。負の影響のリスクは将来的に発生し得る影響を含むため、MNE 指針による勧告に合致していない行動の可能性がある場合、リスクが存在すると考えられる。

図 1.2. RBC のためのデュー・ディリジェンス：外向きのアプローチ



銀行業務では、RBC 課題が顧客および最終的に銀行にどのような影響を及ぼすかを説明するために「環境・社会リスク (environmental and social risk : E&S リスク)」という用語が使われることが多い。「RBC」と「E&S」の基準は、どちらも環境と社会に関する考慮事項に関連している。しかし、多くの銀行等、および、より一般的に企業に関して、「リスク」という用語は、主に企業にとってのリスク（信用リスク、市場リスク、操業上のリスク、社会的評価のリスク等）を意味する。銀行等の関心は、競争相手との関係における市場での自らの地位、イメージおよび長期的な存在にあるので、銀行等が E&S リスクに注目する場合にも、環境・社会影響が銀行とその株主にどのようなリスクをもたらすかというレンズ越しになるのが通常である。

しかし、MNE 指針は、企業と銀行等が原因となり、助長し、または直接結びつく可能性のある人々、環境および社会に対する負の影響（以下「RBC リスク」という。）に注意を向けている。言い換えると、それはリスクに対する外向きのアプローチである。RBC リスクをその金銭的、または商業的影響とは独立して考慮することは、一部の銀行等にとってパラダイムシフトを意味する可能性があるが、多くの場合に、顧客および／または取引に伴う潜在的な財務リスクと RBC リスクとの間には強い相関があると考えられる。それにもかかわらず、多くの RBC 課題が存続しているのは、まさに、それらが金銭的に重大だとは考えられない、あるいは、その金銭的影響がより長い期間にわたって実現されるからである。

(2.1.2、附属書 A「用語」を参照)。

なぜデュー・ディリジェンスを実施するのか

RBCのためのデュー・ディリジェンスは、企業が負の影響を予測、防止または軽減させるのに役立つはずである。場合によっては、デュー・ディリジェンスの実施により、負の影響のリスクがあまりにも高い、あるいはリスク軽減の努力が成功しなかったことが判明し、事業を進めるか否か、またはビジネス上の関係を進めるか、最後の手段としてその関係を停止するか否かを決定するのに役立つこともある。

負の影響を効果的に防止し、軽減することは、ひいては銀行等が社会への前向きな貢献を増やし、ステークホルダーとの関係を改善し、その社会的評価を守るのに役立つ可能性がある。デュー・ディリジェンスは、短期的にも長期的にも、銀行等がその顧客および社会のためにより大きな価値を創造することにも役立つ。デュー・ディリジェンスを開始することによって、コスト削減の機会の特定が促進され、市場に関する理解が向上し、自社特有の事業リスクと操業上のリスクの管理が強化され、デフォルトの発生率が低下し、MNE 指針で扱われている事項に関連する事故が回避され、構造的リスクに晒されることが低下する場合もある。銀行等は、現地の労働および環境関連法、報告義務、ならびに、ますます一般的になってきている特定のリスクに関するデュー・ディリジェンスを義務付ける法的要件などの、特定のRBC課題に関連する法的要件を銀行等が満たすためにデュー・ディリジェンスを実施することもできる。

デュー・ディリジェンスの特徴—本質的要素

デュー・ディリジェンスは予防手段である – デュー・ディリジェンスの目的は、何よりもまず、人々、環境および社会に対する負の影響の原因となったり助長したりすることを回避し、ビジネス上の関係を通じて事業、製品、サービスに直接結びつく負の影響を防止することにある。負の影響への関わりが避けられない場合は、企業は、デュー・ディリジェンスによって、それらの影響を軽減し、再発を防止し、適切な場合は正すことができる。

企業融資と証券引受の場面における負の影響への予防的アプローチは、RBCの重大な負の影響の原因となったり助長したり、あるいはそれに関連したりする顧客の活動に資金または証券引受サービスを提供することを回避するための事前の強力なデュー・ディリジェンスのプロセスを整備することを意味するかもしれない。影響が特に重大である場合には、構造的な問題または影響の根本原因に対処する努力を支援するために関与することを意味する場合もある。

これには、例えば、高リスクのセクターまたは地域で事業を行っている顧客にデュー・ディリジェンスを実施するインセンティブを与えるためのイノベティブな商品を提供すること（例：デュー・ディリジェンスの基準を伴うサステナビリティリンクローン（格付けリンク型）は、負の影響の防止に貢献する可能性がある。）が含まれ得る（「手段3：負の影響を停止する、防止するおよび軽減する」の「具体的行動」を参照）。

デュー・ディリジェンスには、必ず漸進的な改善のプロセスが含まれる。銀行のデュー・ディリジェンスのプロセスが、その活動とビジネス上の関係に関連する全ての負の影響を防止することはできないかもしれないが、そうであったとしても、可能な限り影響を防止するために、リスクベースの優先順位付けを考慮しながら合理的で誠実な努力を払うべきである。

デュー・ディリジェンスには複数のプロセスおよび目的が含まれる – MNE 指針に基づくデュー・ディリジェンスの概念には、相互に関わり合う一連のプロセスが含まれる。すなわち、企業自体の事業、サプライチェーン、顧客およびその他のビジネス上の関係に関して、負の影響を特定し、その負の影響を防止し軽減し、実施状況および結果を追跡調査し、どのように負の影響に対処したかを伝える一連のプロセスである。

デュー・ディリジェンスは、銀行等の意思決定とリスク管理の不可欠な部分であるべきである。それによって、銀行は顧客との関係のライフサイクル全体を通じて警戒することができるはずである。このことは、実務的には、銀行の様々な部門がデュー・ディリジェンスのプロセスの実施に関与する場合があることを意味する。例えば、従来の取引におけるデュー・ディリジェンスまたは「取引先確認 (know your customer)」(以下「KYC」という。)のデュー・ディリジェンスのプロセスにRBCのアプローチと概念を統合化すること、または、融資ポートフォリオのスクリーニング、個々の顧客関係の定期的なレビューおよび与信のプロセスにRBC分析を統合化することが含まれ得るが、現時点でRBC分析を与信のプロセスに統合化している銀行等はほとんどないので、統合化のためにこのプロセスの再設計が必要になる可能性がある。

デュー・ディリジェンスはリスクに相応する (リスクベース) – デュー・ディリジェンスはリスクに基づくものである。企業がデュー・ディリジェンス実施のために講じる手段は、負の影響の深刻性および発生可能性に相応すべきである。負の影響の発生可能性および深刻性が高ければ、デュー・ディリジェンスはより大規模に行う必要がある。また、デュー・ディリジェンスは、人権、環境等のRBC課題への負の影響の性質に適合すべきである。そのためには、それぞれのリスクに応じてアプローチを個々に調整し、デュー・ディリジェンスにジェンダーの視点を取り入れる等、これらのリスクが異なるグループにどのように影響を与えるかを考慮する必要がある。

一部の種類の顧客の事業、商品またはサービスは、RBCリスクに結びついている可能性がより高い。同様に、一部の背景と状況(例:法の支配の問題、強制の基準の欠如、ビジネス上の関係先の行動)は、負の影響のリスクを高める可能性がある。そのため、銀行等は、高リスクのセクター、活動、または状況との関連性がある顧客に関する厳格なデュー・ディリジェンスに、より多くの時間とリソースを割くべきであり、低リスクの顧客についてはより簡素なプロセスを実施することができる。

デュー・ディリジェンスには、優先順位付けが必要になる (リスクベース) – 特定された全ての影響に同時に対処することが不可能な場合、商業上の基準ではなく、負の影響の深刻性や発生可能性に基づいて、措置を講じる優先順位を決定すべきである。負の影響の重大度または深刻性は、影響の規模、範囲および是正不能性の関数として理解される。

- 規模とは、負の影響の重さをいう。
- 範囲とは、影響の及ぶ範囲であり、例えば、現在または将来において影響を受ける人々の人数や環境被害の広がり等がある。
- 是正不能性とは、影響を受けた人々や環境を、負の影響を受ける前と同等の状況に回復できる限度をいう。

MNE 指針自体は、負の影響の深刻性の順位付けを試みていない。ある影響がこれらの性質（規模、範囲および是正可能性）を複数有するからといって、それが「深刻」であるとみなされるとは限らない。ただし往々にして影響の規模または範囲が大きいほど、影響の「是正可能性」は低下する。深刻な影響には、特定のセクターでよく見られる危険な労働条件、または、地域社会の暮らしと健康を脅かす広範な環境の悪化が含まれる場合がある。優先順位付けのプロセスは継続的なものであり、時には、より重大性の低い影響の対処へと移る前に、新たな、または顕在的な負の影響が発生し、それらが優先されることもある。人権に関するリスクの優先順位付けを行う際には、潜在的な負の影響の深刻性（対応の遅れによって影響が是正不能になる等）が、対応の優先順位付けにおける最も重要な要素である。

その場合、最も重大な影響を特定し、対処してから、より重大性の低い影響の対処へと移るべきである。企業が RBC 課題に対する負の影響の原因となったり助長したりする場合、影響の原因となったり助長したりしている活動を停止し、是正措置または是正のための協力を実施すべきである。

銀行等は、多くの場合に多数の顧客を有しており、様々な分野の実際のまたは潜在的な負の影響にさらされる可能性がある。そのため、銀行等は、負の影響のリスクが最も重大である一般的な分野を特定し、それに応じて優先順位を付けることが有用だと感じると思われる。この作業は、多くの銀行等で既に一般的慣行となっているリスク要因に基づく顧客のスクリーニングを通じて行うことができる。（「手段 2：実際のおよび潜在的な負の影響を特定し、評価する」を参照）。RBC 方針は、リスクの優先順位付けに関する戦略と理論的根拠を形成し、伝えるために重要である。この優先順位付けは、特に高リスクのセクターや地域において、特定の RBC 課題に関する銀行の立場を示す情報の提供にもなり得る。重要な点は、優先順位の決定が商業上の考慮に左右されずに、RBC の影響の深刻性と発生可能性に基づくべきだということである。このプロセスには必ず、潜在的な影響の深刻性などの様々な問題について、または、顧客、セクターもしくは地域間の異なる影響の相対的重大度の評価において、銀行が想定と判断を行う必要性が含まれる。優先順位を決定する際にステークホルダーと協議し、その判断の結果を公に伝えることは、銀行のデュー・ディリジェンスの信頼性と信頼感を強めることになる。（「手段 1：RBC を企業方針および経営システムに組み込む」を参照）。

デュー・ディリジェンスは動的である – デュー・ディリジェンスのプロセスは固定的なものではなく、常に進行し、反応し、変化するものである。プロセスに繰り返しフィードバックを取り込むことによって、何が有効で何が有効ではなかったかを知ることができる。企業は、負の影響を回避し、対処するために、システムとプロセスの継続的な改善を目指すべきである。デュー・ディリジェンスのプロセスを通じて、企業は、環境の変化（例えば、政府の規制枠組みの変化、セクターにおける新たなリスクの出現、新製品の開発または新たなビジネス上の関係の開拓）に伴うリスクの特性や傾向の潜在的变化に十分に対応すべきである。

企業融資と証券引受の場面におけるデュー・ディリジェンスへの動的なアプローチは、新たな課題が特定された場合に優先順位付けのアプローチを見直すこと、（潜在的な）顧客に関して特定されたリスクに基づいて企業ウォッチリスト（または「RBC [もしくは E&S] モニタリングリスト」）を更新すること、顧客との間の契約その他の書面による証書に RBC に関する期待事項を含める方法などによって、影響を防止するためのアプローチを強化することを意味する可能性がある。

デュー・ディリジェンスは責任を転嫁しない – ビジネス上の関係における各企業は、それぞれが負の影響を特定し対処する責任を負っている。デュー・ディリジェンスに関する MNE 指針の勧告は、政府から企業への責任転嫁を意図せず、また、負の影響の原因となったり助長したりする企業から、そのビジネス上の関係によって負の影響に直接的に結びついている別の企業への責任転嫁も意図しない。むしろ MNE 指針は、企業が負の影響に関して各自の責任を果たすこと、および、影響が企業の事業、製品またはサービスに直接的に結びついている場合、その企業は、単独または他者と協働して、状況を変えるよう可能な限り自社のレバレッジの行使に努めることを勧告している。

銀行と顧客との間の関係は、MNE 指針における「ビジネス上の関係」とみなされる。その結果、銀行等は、その企業融資と証券引受の活動全体を通じて、RBC リスクを検討し、それに対処すること、および、適切な場合には、顧客が負の影響を防止または軽減するように影響を及ぼすために顧客との間でそのレバレッジを行使することを期待される。銀行等は、銀行等がこれらの影響の原因となりまたは助長している場合にのみ、自ら負の影響に対処する責任を負う（「手段 2：実際のおよび潜在的な負の影響を特定し、評価する」を参照）。銀行が顧客を通じて負の影響に直接結びついているが、それを生じさせ、または助長していない場合には、銀行は影響を是正する責任を負わない。しかし、銀行は依然として、そのレバレッジを行使して影響を防止または軽減するよう努力する責任を負っており、顧客に是正措置を講じさせるために影響を及ぼす努力がそれに含まれる可能性がある。（「手段 3：負の影響を停止する、防止するおよび軽減する」の「具体的行動」を参照）。

デュー・ディリジェンスは国際的に認められた RBC の基準に関連する – MNE 指針は、適用される法律および国際的に認められた基準に即した RBC の原則および基準を示している。同指針は、企業が事業を行う地域および所在地の国内法を遵守することが、企業にとって第一の義務であると述べている。デュー・ディリジェンスは、MNE 指針に関する事項について、企業の法的義務を遵守する上で役立つ。国内の法令が MNE 指針の原則や基準に相反する国においても、デュー・ディリジェンスは、企業が国内法に違反しない範囲で同指針を最大限に守るのにも有用である。国内法（例えば、海外での贈賄、現代奴隷法、または紛争影響地域および高リスク地域から採掘された鉱物等、特定の RBC 課題に関する法律）によって、特定の RBC 課題に関して措置を講じるよう求められる場合もある。

本書のアプローチは法的義務を妨げない。MNE 指針は、多くの場合に国内法の範囲を超えているが、銀行等の法的義務に抵触することは意図されていない。国内法と MNE 指針との間に矛盾が生じた場合には、銀行等は、「国内法の侵害とならない最大限の範囲で同指針を最大限に守る」という [MNE 指針] の原則および基準を尊ぶ方策を追求すべきである⁹。国内法が MNE 指針で推進されている原則および基準と真に相反する場合には、銀行等は、当該法域での事業を再検討するか、または、当該法域で事業を行っている顧客向けの一般企業融資もしくは証券引受の提供を再検討しなければならないかもしれない。

銀行等は、なによりもまず、自らが事業を行っている法域の法律を遵守すべきである（コーポレート・ガバナンス上の義務および顧客と株主に対する義務の場面における遵守を含む）。例えば、特定の法域の銀行等は、顧客の秘密を保持する義務を遵守しなければならない。しかし、銀行等は依然として、この義務に違反せずに顧客関係に関連する透明性の向上を推進するための手段を講じることができる（ボックス 1.1 を参照）。加えて、一部の法域では、銀行等は、自らが顧客の行動にどのように影響を及ぼすことができるかに関する制限を定めているものとして法令を解釈することができる。レバレッジの行使に関する本書の勧告は全て、法的に許容される行為のパラメータ（関連性がある場合には、顧客の同意を求めることが含まれ得る。）の範囲内で検討されるべきである。最後に、協調的なデュー・ディリジェンスのアプローチに関しては、競争法の問題が理解され、考慮されるべきである¹⁰。

⁹ OECD 多国籍企業行動指針（2011 年）、第 I 章第 2 項。

¹⁰ RBC と競争法との交点に関する追加的なガイダンスについては、Capobianco, Gillard and Bijelic (2015), “Competition law and responsible business conduct”, Background Note for the 2015 Global Forum on Responsible Business Conduct, OECD, Paris (<https://mneguidelines.oecd.org/global-forum/2015GFRBC-Competition-background-note.pdf>) を参照。

ボックス 1.1. 顧客の秘密を保持する銀行の義務

多くの法域が、銀行が顧客の状況の秘密を保持する法的義務を負っていることを認める法的枠組みを有する。義務の範囲は国によって大きく異なる場合があり、銀行等とその顧客との間の関係に適用される法律によっても異なると思われる。例えば、この義務は米国には存在しないが、英国およびその他の大半の欧州諸国では民事法上認められている。さらに、スイスとシンガポールでは、顧客の秘密を保持する義務の違反は犯罪になり得る。顧客の秘密を保持する銀行の義務は、存在する場合には、一般的に、単に金融情報（例えば、顧客の口座の状況）だけでなく、関係の過程で受領した全ての情報に及ぶ。銀行が顧客関係の存在自体を秘密にしておくことが要求される場合もある。この義務は通常、見込み顧客に関して伝達された情報に適用され、顧客関係が終了した後も継続する可能性がある。

大半の地域で、銀行が顧客に関する機密情報を開示することを許可され得る特別な状況も認められている。例を挙げると、英国では、次のいずれかの場合がこうした状況に含まれている。

- 銀行が法律により情報の開示を強制される場合（例えば、銀行の代表者が訴訟手続きにおいて顧客に関する証拠を提出することを要求される場合）
- 銀行が情報を開示する公的義務を負っている場合（例えば、詐欺その他の犯罪を防止するために開示が必要な場合）
- 銀行の利益のために開示が必要な場合（例えば、銀行が当座貸越の支払いを求めて顧客を訴える場合）
- 顧客の明示的または黙示的な同意に従って開示が行われる場合（例えば、顧客が第三者に情報を提供することを銀行に依頼した場合）

これらの例外が実際にどのように適用されるかは、具体的な法域とそれぞれの具体的事例の事実に依存する。長年にわたって、大半の法域で、例えばマネーロンダリング、テロ資金供与および脱税を防止するために、銀行の秘密保持義務に対するますます多くの法定の例外が導入されてきた。

デュー・ディリジェンスの状況では、顧客の秘密を保持する義務は、顧客に関連する実際のおよび潜在的な負の影響を特定するために互いに協働する場合およびレバレッジを行使する場合（ボックス 1.2 と、「手段 3：負の影響を停止する、防止するおよび軽減する」を参照）、ステークホルダーとのエンゲージメントを行う場合（「デュー・ディリジェンスの特徴」と、「手段 5：影響にどのように対処したかを伝える」を参照）、銀行等のデュー・ディリジェンス活動について伝える場合（「手段 5：影響にどのように対処したかを伝える」を参照）ならびに是正を可能にするために協力する場合（「手段 5：影響にどのように対処したかを伝える」を参照）に、銀行等にとっての課題になる可能性がある。

秘密保持義務は、銀行が顧客に対して負う義務であり、顧客の利益を保護することを目的としている。このことは、一般的に、顧客がその情報に関する秘密保持の権利を放棄することができることを意味する。したがって、顧客の秘密の保持に関する制限に対応する 1 つの方法は、（理想的には取引関係の開始時に）特定の情報（例えば、銀行との間の顧客の関係の存在）を開示することについて顧客の同意を得ることである。銀行が、その顧客との関係の過程でいずれかの顧客の事業活動に関連する負の影響を特定した場合には、銀行は、関連する追加的な特定の情報の開示に対する顧客の同意を求めることができる。

これらのアプローチの適用は既に、一部の銀行等において環境・社会リスクの報告の場面で成功している（「手段5：影響にどのように対処したかを伝える」を参照）。

顧客の同意を求める際には、正確にどの情報を誰に、どのような状況で開示することが許可されるかを銀行が明確にすることが重要となる。どの法人が同意を付与しているか、当該法人がグループ内の他の法人に代わって同意を付与する権限を有するか否かを正確にすることも重要である。これらの問題について顧客の同意を求めるプロセスを、例えば、融資約款の標準文言に規定を含める方法、または、顧客リレーションシップマネージャーに慣行上の問題として顧客のオンボーディングのプロセス中に見込み顧客との間で提起させる方法（そして合意が書面に記録されることを確保すること）によって標準化することが有用だと思われる。

ローン・マーケット・アソシエーションのものなどの現在幅広く使用されている約款のテンプレートにはこのような規定は含まれておらず、顧客関係の存在の開示に対する顧客の同意が含まれるようにこれらの約款のテンプレートを修正することは、この慣行を標準化するために非常に有用だと考えられる。

デュー・ディリジェンスを企業の状況に適合させる – デュー・ディリジェンスの性質および範囲は、企業の規模、事業の状況、ビジネスモデル、サプライチェーンにおける位置および企業の製品またはサービスの性質等の要素に影響される。広範囲の事業を行い、多数の製品またはサービスを扱う大規模な企業は、製品またはサービスの範囲が限られるより小規模な企業に比べ、リスクを効果的に特定し管理するために、より形式を整えたかつ大規模なシステムを必要とする場合がある。

企業融資と証券引受の場面では、デュー・ディリジェンスの性質および範囲は、銀行の性質、そのポートフォリオの構成および顧客の性質（例：顧客が政府機関であるか民間企業であるか。）にも依存する可能性がある。取引の特徴にも依存する可能性がある。例えば、顧客との関係の期間の長さ、および、銀行が（リードまたはメンバーとして）シンジケート取引に参加するかそれとも相対取引に関与するかは、いずれも、銀行が顧客に関連する RBC リスクおよび影響を評価する方法と、銀行が顧客に対して意味のある影響力を行使することが可能な方法に影響を及ぼす可能性がある。（ボックス4を参照）。

デュー・ディリジェンスは、ビジネス上の関係における制約に対処するために適応できる – 企業は、RBC 課題への負の影響を停止、防止および軽減ならびに負の影響の是正を行うため、ビジネス上の関係先に影響を及ぼす際に、実務的または法的な制限に直面する可能性がある。企業、とりわけ中小企業は、単独でビジネス上の関係先を動かすだけの市場力を持たない場合がある。だが、企業は、契約による取り決め、事前資格審査の要件、議決権信託、ライセンスまたはフランチャイズ契約により、さらには業界団体やセクター横断的活動を通じ、レバレッジを蓄積するための協調的な取り組みによって、ビジネス上の関係先に影響を与える上でこうした困難の克服を図ることができる。

銀行等は、全ての企業と同様に、RBC 課題への負の影響を停止、防止もしくは軽減または負の影響の是正を行うためにその顧客に影響を及ぼすことが可能な方法に関して、実務的な制限に直面する可能性がある。例えば、競争の激しい市場では、銀行等が顧客または見込み顧客に影響を及ぼすその能力の限界に直面し、他の銀行等がより低水準の要件を実施している場合には、取引におけるスケジュールを長引かせる可能性のある特定の情報、または行動基準を要求した結果として顧客を失う立場になる可能性がある。加えて、一部の法域では、顧客の取締役会または経営者に対する銀行等の影響力に関連する法的問題が存在するかもしれない。しかし、このような場合であっても、銀行等は依然として、その顧客との間のエンゲージメントを通じて RBC を推進し、顧客との間で RBC 課題に関する提案と懸念を提起し、場合によっては、負の影響の原因となりまたはそれを助長し続ける顧客との取引関係を中止することができる。（「手段 3：負の影響を停止する、防止するおよび軽減する」を参照）。銀行等は、契約上の取決め、レバレッジを蓄積するための他の銀行等、もしくは銀行内の他部門との協調的な努力、または、セクター横断的な取組みを通じて、レバレッジの限界の克服を図ることもできる。（「手段 3：負の影響を停止する、防止するおよび軽減する」を参照）。

銀行等がそのレバレッジを行使して顧客に影響を及ぼすために採用することができるアプローチの範囲は広い。顧客との間の直接的なエンゲージメントに限定されるわけではなく、適切な場合には、リソースがあることを前提として、特定の RBC 課題を対象とする業界の取り組み、特定の地理的または企業固有の問題に関する共同行動、長期的に責任ある企業に資本を振り向けること等を含めることもできる。銀行等は、顧客または銀行等のデュー・ディリジェンスのプロセスに関して期待される最低限の行動基準を引き上げることを目指す公共政策または業界の取り組みに関連する支援運動に関与することもできる。

何が適切であるかは、銀行の特徴、その顧客および顧客の事業の状況、問題となるリスクまたは影響、融資または証券引受に関する取決め、および、関連する規制上の義務に応じて異なったものになると考えられる。

デュー・ディリジェンスはステークホルダーとのエンゲージメントから情報を得る – ステークホルダーとは、企業の活動によって影響を受ける可能性のある利害を持つ個人または集団である。ステークホルダーとのエンゲージメントの特徴は双方向のコミュニケーションであり、ステークホルダーが理解しアクセスできる形式での適切な情報の時宜を得た共有が必要となる。ステークホルダーが十分な情報を得た上で意思決定を行うために、ステークホルダーとのエンゲージメントを意味のあるものにするためには、全ての関係者が誠意をもって関わる必要がある。ステークホルダーとの意味のあるエンゲージメントは、デュー・ディリジェンスのプロセスを通じて重要である。特に、企業が負の影響の原因となったり助長したりする可能性がある場合、もしくは既にそうなった場合においては、影響を受けるまたはその可能性のあるステークホルダーおよび権利保有者とのエンゲージメントが重要になる。それには例えば、対処する負の影響の性質に応じて、現場での実地評価への参加と結果の共有、リスク軽減策の策定、継続的な監視、苦情処理の仕組みの設計が含まれる

銀行等のステークホルダーには、幅広い行動主体が含まれ得る（その従業員、顧客、株主、規制当局、同業他社、ならびに、銀行が事業を行っている場所および影響が感じられる場所の市民社会および権利保有者¹¹を含む。）。

¹¹ OECD 多国籍企業行動指針は、人権の文脈で「権利保有者」という用語が使われている。したがって、本ガイダンスでは、人権に対する実際のまたは潜在的な影響を受けるステークホルダーの文脈で

ステークホルダーからのインプットまたはフィードバックを求め、統合化することは、銀行等が、そのデュー・ディリジェンスのプロセスが効果的であることを確保するのに役立つ。例えば、表 1.1 を参照。全てのステークホルダーの集団とのエンゲージメントが、全ての状況で関連性を有するわけではない。

表 1.1. デュー・ディリジェンスについて通知するためのステークホルダーとのエンゲージメント

デュー・ディリジェンスの措置	関与が推奨されるステークホルダー
RBC方針の策定およびポートフォリオの中で優先する影響に関する決定	契約上のステークホルダー（すなわち従業員、顧客および株主） 規制当局 専門家（例：環境、社会および人権に関するコンサルタント、学界、市民社会組織ならびに国際的な労働組合）
顧客に関連する実際のおよび潜在的な影響の特定と評価、一般的な防止および軽減の戦略の策定（特定の顧客に関連していないもの）ならびに是正の仕組みの設計	専門家（例：環境、社会および人権に関するコンサルタント、学界、専門化した ESG 格付け機関、業界団体、市民社会組織、または国際的な労働組合）、ならびに、適切な場合には影響を受ける権利保有者の正当な代表者
銀行が負の影響を助長した場合： 適切な形式の是正措置の特定、または、人権に対する実際の影響にその後どのように対処しているかについての伝達 特定の顧客に結びついている継続的な影響に関する防止および軽減の戦略の策定	影響を受けた権利保有者 影響を受けた権利保有者の正当な代表者（例：労働組合もしくは地域社会のリーダー）、または信頼できる代理人（例：市民社会組織もしくは独立専門家）

銀行等は、出発点として、その顧客の事業による影響を受けているまたは受ける可能性のある権利保有者との有意義なエンゲージメントを行うことを当該顧客に奨励すべきである。高リスクの顧客または活動については、銀行等はさらに進んで、顧客のステークホルダーとのエンゲージメントの質を国際基準に照らして評価することができる¹²。具体的には、特定の資産に関するエンゲージメントの記録と、ステークホルダーのマッピングおよび顧客のステークホルダーとのエンゲージメント活動の質を向上させるための戦略のレビューがこれに含まれ得る。権利保有者との間の顧客のエンゲージメントが不十分であると銀行が考える場合には、銀行は、例えば、独立コンサルタントの支援を得て、エンゲージメントが適切であったか否かを判断し、エンゲージメントが不十分であるとみなされるときは、顧客が欠陥に対処するために取るべきアクションを決定することができる。

銀行等は、顧客の秘密の保持に関する懸念、ロジスティクス上の制約、および、経営活動への銀行による干渉に関連して認識されるその他の法的リスクのために、その顧客の行動の影響を受けた権利保有者との直接のエンゲージメントを行う際に、制約に直面する可能性がある。しかし、顧客がどのようにリスクを防止もしくは軽減し、または負の影響を是正するよう努力することができるかに関する理解を深めるために、銀行等が顧客企業の行動によって影響を受けた権利保有者との直接のエンゲージメントを行う状況が、既に発生している。

権利保有者という用語を用いる。このことは、土地の権利等の他の「権利」を害するものではない。OECD 多国籍企業行動指針 第 IV 章 人権に関する注釈 第 45 項を参照。企業の活動に関連する「権利保有者」のグループが複数存在する場合がある（例：従業員、再定住者、地域社会等）。

¹² 例えば、OECD (2016c) 「OECD Due Diligence Guidance for Meaningful Stakeholder Engagement in the Extractive Sector (採取セクターにおける有意義なステークホルダー・エンゲージメントのための OECD デュー・ディリジェンス・ガイドランス)」

(<http://mneguidelines.oecd.org/stakeholder-engagementextractiveindustries.htm>)、および、OECD (2018) 「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイドランス」 附属書 Q8-11 を参照。

このような状況では、銀行は通常、顧客との間の既存の関係を有しており、エンゲージメントは当該顧客と協調して行われることになると考えられる。

銀行等は、影響を受けたステークホルダー、または権利保有者から提出された苦情にアクセスするためにマルチステークホルダーのプラットフォームに参加すること¹³、および、ステークホルダーまたは権利保有者が銀行の顧客に関連する影響について銀行との間で問題を提起することを可能にする仕組みを本店レベルで設立することもできる。（「手段6：適切な場合は正措置を行う、または是正のために協力する」を参照）。

デュー・ディリジェンスには継続的なコミュニケーションが必要である – デュー・ディリジェンスのプロセス、調査結果および計画に関する情報を伝えることは、デュー・ディリジェンスのプロセスそのものの一部である。これによって企業は、自らの行動および意思決定に対する信用を築き、誠意を示すことができる。企業は、実際のまたは潜在的な負の影響をどのように特定し、対処するかを説明し、適切に伝えるべきである。情報は、意図する受け手（例えば、ステークホルダー、投資家、消費者等）がアクセスしやすく、影響への企業の対応が適切であることを十分に示すものであるべきである。ただしその情報伝達は、取引上の秘密保持およびその他の競争¹⁴またはセキュリティに関する懸念事項を十分考慮して行うべきである。秘密保持に関する懸念事項に配慮しながら可能な範囲で情報伝達を行うためには、さまざまな有用な方法がある。

銀行等は、年次報告書、サステナビリティレポート、そのウェブサイト、またはその他の手段を通じて、企業融資と証券引受のためのデュー・ディリジェンスのアプローチに関する情報を伝えることができる。顧客に固有の活動、または問題について伝えることに対する顧客の同意の確保を通じて顧客の秘密の保持の要件を克服することができない場合には、この報告は、集計値ベース、または匿名ベースで行うことができる。銀行は、銀行が人権に対する影響の原因となりまたはそれを助長している場合に、顧客の秘密の保持を遵守しつつ、影響を受けた権利保有者に時宜を得て、文化に配慮した、アクセスしやすい方法で関連情報を伝える準備を整えておくべきである。（「手段5：影響にどのように対処したかを伝える」を参照）。

¹³ その一例は、持続可能なパーム油のための円卓会議（Roundtable on Sustainable Palm Oil：RSPO）である。

¹⁴ 競争に関する懸念事項は、適用される競争法に照らして解釈すべきである。

ボックス 1.2. デュー・ディリジェンス実施における協働

企業は、自社のデュー・ディリジェンスを有効に実施する責任を常に負いながらも、デュー・ディリジェンスのプロセスの全体にわたり、様々な部門での業界レベル、またはセクター横断型の協働および関係するステークホルダーとの協働を行うことができる。例として、知識の共有蓄積、影響力の強化、効果的措置の拡大を目的とした協働をおこなうことが可能である。費用の分担および節減は、協働に多く見られる利点であり、特に中小企業にとって有効である。多くの場合、デュー・ディリジェンスにおける協働は、競争法に違反することなく行うことができるが、企業および企業が参加する協働活動は、自らが属する法域における競争法上の問題点を理解し、競争法の違反とみなされかねない活動を回避するために事前措置を講じることが推奨される。

銀行等の場合では、顧客その他のカウンターパートがデュー・ディリジェンスを実施している場合、銀行等が当該努力の質と信頼性を評価した上で、他者の努力を再現するよりも、むしろ自らのデュー・ディリジェンスの一環として、補足的な措置が必要か否かを判断することで十分となる可能性がある。例えば、

- シンジケート融資取引の場面では、自らの強固なデュー・ディリジェンス慣行を有するエージェントおよびリードアレンジャーをシンジケートが有する場合には、既に作成された関連する RBC 文書があり、シンジケートに提供される可能性が高いので、より円滑なデュー・ディリジェンスの恩恵を集団全体が享受することになると考えられる。
- 自社が適切にデュー・ディリジェンスを実施し、RBC リスクを特定していることを証明することができる顧客を銀行が有している場合には、銀行がこれらの企業に関するリスクをさらに特定する必要はないかもしれない。それに代えて、銀行は、実際のまたは潜在的な影響がどのように適切に対応されているかを追跡するための顧客とのエンゲージメントに焦点を当てることができる。
- 銀行等は、デュー・ディリジェンスに関連する効率性を高め、影響力を増すために、銀行内の関連するチームと協働することもできる。例えば、銀行が一般企業融資取引の場面における重大な影響を特定した状況では、銀行は、銀行が当該企業に他の種類の銀行サービス（すなわち、アドバイザー、プロジェクトまたは資産ベースのファイナンス等）も提供しているか否かを確認することができる。その上で、内部での情報共有の制限を前提として、銀行業務部門内のチームのデュー・ディリジェンス活動を構築し、または組み合わせる方法を追求することができる。（特定の取引に関する選択肢が制限される可能性がある場合に影響力を適用するための構築または組合せを含む。）。

銀行等は、デュー・ディリジェンスで協力する場合、他者によって提供された保証のみに頼るのではなく、他者によって行われたデュー・ディリジェンスの適切性について自ら独立した評価を確実に行うべきである。

第 2 章 銀行取引における RBC デュー・ディリジェンスに関する主な考慮事項

本章は 6 つのパートに分かれており、それぞれがデュー・ディリジェンスのプロセスの以下の個々のステップに対応する。

- 企業方針および経営システムへの RBC の組み込み
- RBC 課題に対する実際のおよび潜在的な負の影響の特定
- 当該影響の停止、防止または軽減
- 実施状況および結果の追跡調査
- 影響にどのように対処したかの伝達
- 適切な場合における是正措置の実施または是正のための協力

それぞれのパートは、責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイドランスに明記されているデュー・ディリジェンスのプロセスの中核的要素の概要を示すボックスで始まる。また、それぞれのパートには、デュー・ディリジェンスのプロセスに関して、必要な補強手段をどのように実施し、適応するかを示す具体的な行動の概要と、企業融資と証券引受の場面での具体的なデュー・ディリジェンスのステップの適用との関連性があると思われる主な考慮事項の議論も含まれている。

手段 1 : RBC を企業方針および経営システムに組み込む

1.1. RBC 課題に関する一連の企業方針を立案、採択するとともに周知させる。これらの方針では、MNE 指針に定められた原則と基準への企業のコミットメントおよび企業自らの事業、サプライチェーンおよびその他のビジネス上の関係に適したデュー・ディリジェンスの実施計画を明確に示す。

1.2. RBC 課題に関する企業方針をその企業の経営監督機関に組み込むようにする。その方針を経営システムに組み込んだ上で、国内の法令において今後予想されるこれら経営監督機関の独立性、自律性および法的構造を考慮しながら、企業の RBC 課題に関する方針が通常の事業プロセスの一部として実施されるようにする。

1.3. RBC に関する期待事項および企業方針をサプライヤーおよびその他のビジネス上の関係先とのエンゲージメントに組み込む。

銀行等の 具体的行動	<p>RBC 課題に関連する原則および基準（例：MNE 指針、ビジネスと人権に関する国連指導原則）を遵守するという銀行のコミットメントが含まれる方針を採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - デュー・ディリジェンスへの銀行のアプローチを記述し、リスクの特定、防止および軽減を性格付ける原則と基準を定め、銀行が RBC 課題の優先順位を付ける方法（すなわち、一部の RBC 課題が他の課題より重要だと考えられる理由）を説明する。 - 銀行全体にわたって（すなわち、様々な取引および部門の状況に関して）一貫性のあるデュー・ディリジェンスと意思決定のアプローチを確保する。 - （方針または具体的に特定されたリスクに関するエンゲージメントを通じて）その顧客に対する銀行の期待事項を明確に伝える。 - ステークホルダー・エンゲージメントへの銀行のアプローチを説明する。 - 様々な事業分野、様々な地域および産業セクターにわたって、本書の対象範囲に属する全ての種類の顧客関係をカバーする¹⁵。 <p>デュー・ディリジェンスのプロセスの実施に関する関係事業組織（例：取締役会と上級レベルの管理者、リスクまたはコンプライアンスを担当するチーム、事業開発オフィサーと顧客関係マネージャー、[引受業務に関しては] 株式と債券のマーケティング責任者）を特定し、役割を割り当てる。</p> <p>効果的にデュー・ディリジェンスを実施するために十分なリソースを配分する。</p> <p>銀行等が経営戦略および日常業務の中で（本書で定義される）RBC リスクを考慮することを可能にする経営システムを維持する（例：リスクの特定と評価を可能にするツール、知識管理システム、内部報告のプロセス、案件チームの業績評価への RBC 目標の統合化等）。</p> <p>RBC に関する期待事項（具体的には以下の事項）を顧客に伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 顧客が関連する国際的な RBC の枠組み（例：MNE 指針）に従って事業を行うべきであるという期待（顧客が負の影響の原因となりまたはそれを助長した場合に是正措置が講じられるという期待を含む。） - 資金提供の条件（例：関連する国際基準を遵守する旨のコミットメントの要求） - 顧客とのビジネス上の関係が終了される可能性のある RBC 関連の状況 - デュー・ディリジェンスのプロセスに関連して、可能な場合に銀行との顧客の関係を開示することに対する顧客からの同意の要請（ボックス 1.1 を参照）
---------------	--

RBC に関する方針の目的は何か

RBC 課題に関する方針（以下「RBC 方針」といい、「ESG」方針または「CSR 方針」とも呼ばれる。）は、銀行が RBC 課題に関して顧客と職員に期待する事項を明確に示すため、および、RBC プロセスの設計を性格付けるために用いられる。

これには、デュー・ディリジェンスのプロセスだけでなく、銀行のその他のプロセスも含まれ得る（例：オンボーディング中の顧客、監査機能等）。RBC に関する方針は、RBC 課題についての銀行の姿勢に関する情報を、より幅広く公衆に提供する役割も果たす。

¹⁵ 本書の対象範囲内では、一般企業融資と証券引受の取引のみが考慮されることが前提となっている。

RBC 方針の適用範囲をどうすべきか

銀行等の RBC 方針に適用の閾値が含まれる場合がある。例えば、特定の資産に関する企業融資のために用いられる環境・社会リスク管理の枠組みであるエクエーター原則 (Equator Principles) は、一連の条件 (金銭的閾値を含む。) が満たされた場合にのみ適用される。しかし、MNE 指針で推奨されているデュー・ディリジェンスのアプローチは、金銭的な閾値によって始動されるものではなく、リスクベースのアプローチを用いて全ての取引に適用される。融資の規模は、銀行のリスクエクスポージャーとデュー・ディリジェンスのプロセスの各側面が実務で実施される方法に影響を与える可能性があるが、RBC 方針は、原則として、金銭的価額または期間を問わず、全ての取引に適用されるべきである。

RBC 方針にはどのような形式があり得るか

RBC 方針は、独立した、または単一の文書である必要はない。方針の集合であっても差支えはなく、銀行の方針、ステートメントまたはコミットメント、デュー・ディリジェンスのフォーム、契約書のテンプレート、または顧客関係の管理の過程で使用されるその他の合意の様式などの既存の文書に統合化することができる。銀行等は、通常は全体的な方針 (信用リスク方針または社会的評価のリスク管理方針) に RBC 課題を統合化すると思われる。

銀行等は、通常の場合、業界および課題に固有の方針、またはポリシーステートメントも定め、銀行が顧客、取引およびポートフォリオのレベルでどのように RBC 課題に対処するかをその中で説明すると思われる。例を挙げると、銀行等は、企業の社会的責任に関する一般的な方針に加えて、鉱業や農業などの特定の産業セクターの状況における RBC 課題に対処する独立した方針を有することが多い。

顧客、見込み顧客およびその他のステークホルダーが容易に RBC 方針を理解し、RBC 方針にアクセスすることができることを確保するために、RBC 方針が明確な文言で表現され、銀行が事業を行っている主要市場で話されている最も重要な言語で提供され、幅広い読者がアクセスしやすい形式によることが重要である。

銀行等が関与する可能性のある RBC 課題は広範かつ複雑であるため、銀行等は、その方針の策定および改訂のプロセスを用いて、銀行等が高リスクの課題に優先順位を付けるために使用する理論的根拠またはアプローチ (すなわち、どの影響が最も重大であるかを評価する際に銀行が配慮した考慮事項) を伝えることができる。例えば、銀行は、強制労働リスクが銀行にとって優先事項であることを、これらの影響の規模と範囲の甚だしさ、およびこれが優先的課題であるという規制当局からのシグナルを考慮して、その方針の中で強調することができる¹⁶。

どのように RBC 方針を策定および改訂することができるか

RBC リスク管理に関するモデル方針が既に存在する (特定の問題またはセクターに関するものを含む。) ¹⁷。銀行等は、既存の方針を基にして、あるいは適応させて、方針がそれぞれの状況とリスク特性に適していることを確認するとよい。

¹⁶ リスクの優先順位付けのアプローチの例については、OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス注 2、Q3~5、および、Shift (2014) 「Business and Human Rights Impacts: Identifying and Prioritizing Human Rights Risks (ビジネスと人権に対する影響：人権リスクの特定と優先順位付け)」

(https://shiftproject.org/wp-content/uploads/2014/01/Shift_SERworkshop_identifyHRrisks_2014.pdf) を参照。

¹⁷ 例えば、紛争地域および高リスク地域から調達される鉱物に関する OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスである「Model Supply Chain Policy for a Responsible Global Supply Chain of Minerals from

銀行の従業員、顧客、規制当局、株主、同業他社および市民社会組織などのステークホルダーとの協議も、RBC 方針の策定、特に優先順位付けの理論的根拠の策定に有用である。これらのステークホルダーの中には、銀行がその顧客の活動および事業を通じて結びつく可能性のある様々な影響に関する専門知識と幅広い理解を有しており、したがって、その間での優先順位付けの方法について、十分な情報に基づく意見を提供することができる者がいる可能性がある。外部のステークホルダー（市民社会組織など）との協議は、銀行の優先順位付けの決定に関する信頼性の確立にも役立つ。

加えて、方針策定の場面で銀行の関連部門と協議すること（「手段 1：RBC を企業方針および経営システムに組み込む」を参照）は、効果的なだけでなく、銀行の通常業務に容易に統合することも可能な、現実的な RBC 目標と方針実施のアプローチの特定に役立つ。

銀行等は、リスクとビジネスの状況の変化、社会の期待事項の変化、規制上の義務および得られた教訓が方針に反映されていることを確保するために、定期的な更新の頻度も定めたいと考えるかもしれない。

目標を策定し、銀行等の RBC 方針にそれを一致させるために考慮すべき関連性を有するのはどのチームまたは事業組織か

効果的なデュー・ディリジェンスのプロセスを実施し、RBC 方針およびデュー・ディリジェンスのプロセスに関する一致性を確保するために、銀行等は、デュー・ディリジェンスのアプローチのステップを実施するため（例えば、影響の特定、防止および軽減に関するものを含めて、RBC 方針の策定およびそれを実施するための経営システムの開発）の関連性がある事業組織を特定すべきである。その上で、関連する全ての組織と部門に役割、責任および十分なリソースを割り当てることが重要である。

関連性がある銀行等の職員または事業組織には、以下の者が含まれる。

- ハイレベルな意思決定を行う者（例：取締役会と上級レベルの管理者）
- リスクまたはコンプライアンスを担当する者（例：法務、コンプライアンス、デュー・ディリジェンスオフィサー、クレジットオフィサー、リスク担当部門、環境・社会リスク担当部門）
- 顧客との関係を開拓および管理する者（例：事業開発オフィサー、顧客リレーションシップマネージャー）
- 引受けの場面では、銀行が引き受ける株式と債券のマーケティング担当者

商業銀行業務および投資銀行業務などの様々な事業分野の組織も含まれる。デュー・ディリジェンスのプロセスは、環境と社会に関連する目標を含めるように設計された非伝統的な金融商品およびサービスとの関連性も有する。

Conflict-Affected and High-Risk Areas（紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるグローバルサプライチェーンのためのモデルサプライチェーン方針）」を参照。責任ある農業サプライチェーンに関する OECD-FAO (2018) 「Guidance on Responsible Agricultural Supply Chains（責任ある農業サプライチェーンに関するガイダンス）」の中の「Model Enterprise Policy for Responsible Agriculture Supply Chains（責任ある農業サプライチェーンのためのモデル企業方針）」も参照。

銀行等は、デュー・ディリジェンスの実施を促進するためにどのような経営システムを確立することができるか

銀行等がその経営戦略と日常業務の中で RBC 課題を考慮することを可能にする適切かつ健全な経営システムを確立し、維持することが重要である¹⁸。初期の考慮事項として、経営システムの確立とデュー・ディリジェンス活動のための十分な金銭的リソースが配分または提供されるべきである（例：恒久的な内部の影響特定ツールの開発と使用のための予算、実際のおよび潜在的な影響への対応とその追跡を担当する職員の予算と必要な場合における現場出張のための引当金等）。

一部のデュー・ディリジェンス活動は、既存のプロセスとツールに統合化することができる。ただし、単に企業自体にとっての重大なリスクを特定し、管理することを超えて、MNE 指針で理解されている負の影響のリスクまでそれに含まれることが条件となる。上述したように、一部の銀行等にとっては、これが銀行等の現在の思考とアプローチの著しい変化を意味する可能性がある。

例えば、実際のまたは潜在的な負の RBC の影響の特定および評価は、関連性があり、有用な場合には、リレーションシップマネージャー、デュー・ディリジェンスオフィサー、クレジットオフィサーおよびその他の部門が主導して、顧客オンボーディング、取引上のデュー・ディリジェンスおよび定期的なレビューなどのプロセスに統合化することができる。しかし、環境と社会に関連する問題が、定性的情報の微妙な評価を必要とする場合が多く、そのため、大量の定量的情報を処理するように設計されたプロセスにおいては適切に考慮されない可能性があることに、注意することが重要である。

加えて、汚職リスクに対処する既存のデュー・ディリジェンスのプロセスを基にすることは、MNE 指針の下での他の問題の効率的な特定に貢献することができる。汚職リスクと環境および社会に関する問題との間の結びつきに関する認識が高まっていることから、この点は特に重要であり、汚職は、環境保護を弱体化させ、または職場の安全衛生リスクに関する危険信号を意味する可能性がある。これには、KYC プロセスまたは顧客スクリーニング活動に人権および環境に関する問題についての基本的な質問を含め、当該顧客関係を進める際に必要なデュー・ディリジェンスの程度に関する初期の兆候をもたらすものとして、この情報を用いることが含まれ得る。

デュー・ディリジェンスの実施を促進するために、特別なプロセスとツールを確立する必要もあるかもしれない。例えば、

- 銀行等は、影響の特定と評価を可能にするために、関連するツールと共に、RBC リスクの特定を担当する職員を用意すべきである。これには、RBC 課題を特定する市場調査サービスへのアクセス、RBC 課題を適切に特定、評価および管理する社内の専門知識を確保するための社内スタッフのトレーニングまたは採用が含まれる可能性がある。
- 銀行等は、影響の効率的な特定を補助するために、リレーションシップマネージャー、コンプライアンス・マネージャーまたはクレジットマネージャーが迅速に記入することができる二元的回答の簡素な RBC 課題の質問票を策定し、初期の予備的情報（例：環境および人権に関するリスクの管理を担当する職員を企業が有しているか

¹⁸ OECD 多国籍企業行動指針 第 IV 章第 4 項および注釈第 44 項、OECD 多国籍企業行動指針第 VI 章注釈第 63 項。

否か等)を集めることができる。回答は、追加的評価が必要な箇所を示すために使用することができる。

- 特定をさらに促進し、デュー・ディリジェンスのプロセスの有効性を追跡するために、銀行等は、知識管理システムまたは「RBC 監視リスト」(例: RBC 課題、RBC の活動および意思決定に関する記録の管理のためのもの)を確立することができる。これには、a) 個々の企業およびプロジェクトに関して特定された RBC リスクの登録簿(苦情処理の仕組みを通じて報告された RBC リスクまたは事故を含む。)、b) 顧客の RBC パフォーマンスの評価、ならびに、c) 顧客とのビジネス上の関係を形成または終了する決定に関する文書(規定されている場合には条件を含む。)、および、見込み顧客、顧客および関連するその他のステークホルダーとの間の RBC 課題に関するエンゲージメントの記録が含まれ得る。
- RBC 課題への対処が適切に行われることを確保するために、銀行等は、RBC 課題に関する意思決定の基準、ならびに、RBC 課題が考慮され、その対応が行われることを確保するための課題の内部報告および上級管理者へのエスカレーションのプロセスを確立することができる。
- 異なる部門間で RBC 方針との一致を確保するには、銀行のデュー・ディリジェンスチームが商業的成果を優先して RBC リスクを見過ごす方向の内部の圧力から保護されるように、インセンティブを調整し、利益相反を防止するためのシステムを開発することが重要である。対策には、内部リスク管理と内部監査の確立、および、これらの管理が成功しなかった場合における内部通報者保護の強化、業績評価への RBC 目標の統合化、ならびに、関連するチームおよび最終意思決定機関にとっての報酬上のインセンティブが含まれ得る。(「手段 1: RBC を企業方針および経営システムに組み込む」を参照)。

RBC 方針の場面における上級管理者の役割¹⁹は何か

上級管理者は、RBC 課題に関する方針が組織全体で一貫性をもって実施されることの確保において重要な役割を果たす²⁰。上級管理者は、銀行がその RBC 方針のコミットメントを効果的に実施および維持することを可能にするための適切な経営システム、プロセスおよび組織構造が整備されていることも確保する。

RBC およびステークホルダーとの協議に関連する問題の監督における上級管理者の義務は、「G20/OECD コーポレート・ガバナンス原則」においても認識されている(ボックス 2.1 を参照)。

¹⁹ この問題に役員会レベルで対処する銀行等、取締役会レベルで対処する銀行等、および、特別な委員会(役員会のメンバーおよび/または取締役が含まれる場合がある。)を設けている銀行等がある。

²⁰ Thun Group of Banks の最初のディスカッションペーパーは、「トップからの指示」が、組織の他の部分からの同意を得るために重要であること、特に、様々な方針で明確に人権に言及し、意思決定とプロセスに人権の「観点」を統合化しようとする場合にはそうであることを強調している。Thun Group of Banks、「Discussion Paper for Banks on Implication of the United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights 16-21 (ビジネスと人権に関する国連指導原則 16-21 の意味に関する銀行のためのディスカッションペーパー)」(2013 年 10 月) 7 ページ。

ボックス 2.1. G20/OECD コーポレート・ガバナンス原則

G20/OECD コーポレート・ガバナンス原則によると、理想的には、役員会のメンバーおよび/または取締役が含まれる委員会などの上級管理機関は、以下の事項を行うべきである。

- リスク管理体制及び、会社が税法、競争法、労働法、環境法、機会均等法、安全衛生法を含む適用を受ける法律を遵守していることを確保するために設計された体制を監視すること。
- 従業員、債権者、顧客、（物品）供給者、地域社会を含むその他のステークホルダーの利益も十分に配慮し、公平に取り扱うことを期待されている。この関連では、環境・社会基準の遵守も重要である。
- 自身の行動によってばかりでなく、幹部経営陣や結果的に経営陣一般を任命・監視する中で、会社の倫理的風潮を決める重要な役割を担うこと。
- 適用される法律、規則および基準を遵守するための内部統制、倫理及びコンプライアンス計画又は措置を策定し、その実効性を確保すること。[...] さらに、証券、競争、労働・安全条件等を対象とする他の法律・規制も遵守されるべきである。適用されるであろう他の法律には、税制、人権、環境、詐欺及びマネーロンダリングに関するものが含まれる。

RBC の期待事項をどのように顧客に伝えることができるか

RBC の期待事項の伝達の最初のステップは、銀行の RBC 方針が公開され、積極的に顧客に伝えられることを確保することである。銀行等は、銀行が関与する企業に伝えることができ、理解されることができする方法で明確に RBC の期待事項を示すべきである。

銀行等は、RBC に関する一般的な期待事項について伝えること（「手段 1：RBC を企業方針および経営システムに組み込む」の「具体的な行動」を参照）に加えて、顧客に関連する具体的なリスクに基づいてその伝え方を調整することもできる。例を挙げると、証券引受業務については、炭素集約的産業に属する企業が、企業に対する予測可能な短期的影響がないことを理由として気候変動をリスクとみなさない場合には、銀行は、気候変動がもたらす重大な環境・社会リスクと、それがどのように、例えば投資家心理の変化および規制の強化によって、顧客に重大な影響を及ぼす可能性があるかを顧客に説明する役割を果たすことができる。

RBC の期待事項の伝達、および、銀行に対する顧客の関係の開示に関する同意の要請（ボックス 1.1 を参照）は、理想的には、可能であれば、ビジネス上の関係を形成する前の顧客のオンボーディングプロセス中に最初に行われるべきである。

銀行と顧客企業が RBC の期待事項に関して合意された共通の理解を共有していることを確保するために、可能な場合には、融資契約または引受契約に期待事項を含めることができる。この方法は、高リスクの顧客（例：RBC に関する実績が劣る顧客、または、高リスクのセクターもしくは地域で事業を行っている顧客）については特に重要になると思われる。現在までのところ、RBC の期待事項は Loan Market Association などの広く認められた市場団体が策定した融資約款に含まれておらず、そのため、契約書への RBC の期待事項の包摂が制限されてきた。

RBC 課題に関するツール（例：チェックリスト、および、評価ツールに統合化された RBC 関連質問集）、文書（例：ファクトシート、ポリシーステートメント）と研修も、RBC の期待事項に関するエンゲージメントの支援になり得る。

加えて、RBC の期待事項は、予測可能であり、かつ、顧客の設立地と所有構造などの要因に左右されないものにすべきである。MNE 指針の下では、国有企業は民間企業と同一の勧告の対象となっており²¹、同指針の勧告は、企業の事業の国、または特定の状況にかかわらず企業との関連性を有する²²。しかし、期待事項が達成されていることを銀行が確認および確保する方法、ならびに、影響を防止または軽減するためにレバレッジを行使する程度は、様々な要因によって大きく異なったものになる。（「手段 1：RBC を企業方針および経営システムに組み込む」を参照）。

²¹ OECD 多国籍企業行動指針第 II 章、注釈第 10 項。

²² 特に、企業が「ビジネス上の関係によって自社の事業、製品またはサービスに直接結びついている [...] 負の影響を防止または軽減しようと努める」という OECD 多国籍企業行動指針の期待事項は、OECD 加盟国を拠点としまたは OECD 加盟国で事業を行っているビジネス上の関係先に限定されない。したがって、顧客が国際的な RBC の枠組み（例：MNE 指針）に従って事業を行うべきであるという期待事項は、顧客が OECD 加盟国を拠点としまたは OECD 加盟国で事業を行っているか否かを問わず適用されるべきである。OECD 多国籍企業行動指針第 IV 章、注釈第 39 項。

手段 2 : 実際のおよび潜在的な負の影響を特定し、評価する

2.1. スコーピングを広範囲に実施し、RBC リスクが存在する可能性が最も高く、リスクが最も重大であると考えられる事業領域の全てを、サプライチェーンを含めた事業およびビジネス上の関係にわたり、特定する。この特定に関連する要素に含まれるものとして、とりわけ、セクター、地理的、製品および企業のリスク要因に関する情報があり、企業が既に直面しているまたは直面する可能性のある既知のリスクも含まれる。スコーピングを行うことにより、さらなる評価を行う対象となる最も重大なリスク領域の初期の優先順位付けが可能になる。事業範囲がより限られた企業、特に小規模な企業の場合は、スコーピングを行わずに、具体的な影響の特定および優先順位付けの段階に移ることも可能であろう。

2.2. 上記で特定された重大なリスク領域を出発点として、RBC に対する実際のおよび潜在的な負の影響を具体的に特定して評価するため、繰り返し、かつ徐々に掘り下げながら、優先度の高い事業、サプライヤーおよびその他のビジネス上の関係先に対する評価を実施する。

2.3. 適切な対応方法を決定するため、特定された実際または潜在的な負の影響への企業の関わりを評価する。特に、(a) 企業が負の影響の原因となったか（原因となる可能性があるか）、(b) 負の影響を助長したか（助長する可能性があるか）または (c) 負の影響がビジネス上の関係により企業の事業、製品またはサービスに直接結びついているか（直接結びつく可能性があるか）について評価する。

2.4. 実際のおよび潜在的な負の影響に関して得られた情報を基に、必要な場合、優先的に措置を講じるべき最も重大な RBC リスクおよび影響を、重大性および可能性に基づいて決定する。優先順位付けは、全ての実際のおよび潜在的な負の影響に直ちに対処できない場合に必要となる。その場合、最も重大な影響を特定し、処理してから、より重大性の低い影響の対処へと移るべきである。

銀行等の 具体的行動	<p>最初のスクリーニング:顧客から提供された情報および独立した調査に基づいて、顧客ポートフォリオ全体の中で最も重大な RBC リスクの領域を特定し、評価する。</p> <p>2 回目のスクリーニング:実際のおよび潜在的な影響を評価するために、追加的な情報源を参照したり、顧客と協力したりすることで、識別を強化する。</p> <p>これには、より狭い分析単位に基づく特定（すなわち、重大なリスクもしくは実際の深刻な影響が確認された高リスクのプロジェクトもしくは資産、調達資金使途が判明しているもの、または、顧客の資産もしくは事業が限定されている場合）も含まれ得る。</p> <p>特定するプロセスを加速するための RBC 監視リストを策定する。</p> <p>負の影響への銀行の関与（例：銀行がその作為または不作為を通じて影響を助長した可能性があるか否か。）の評価および適切な対応の決定のためのプロセスを策定する。</p> <p>スクリーニングのプロセスと定期的レビューの枠外で RBC リスクを特定するための適切な早期警報システムが整備されていることを確保する。</p>
---------------	--

企業融資と証券引受の取引に関連する実際のおよび潜在的な負の影響を特定および評価するための適切なアプローチは何か

潜在的なおよび実際の負の影響の特定は、継続的で反復的なプロセスである。一般的に、銀行等は、実際のおよび潜在的な RBC の負の影響を特定および評価するために、2 階層のプロセス（最初のスクリーニングおよび 2 回目のスクリーニング）を、このプロセス外で発生する可能性のある問題および苦情の監視と並行して採用する。

最初のスクリーニング

この最初のスクリーニングは広範囲であり、顧客ポートフォリオ全体の中のセクター、地域または企業固有のリスク要因（例：特定の企業に関連する不正行為の既知の事例）に関連する負の影響の大まかなレベルのリスクを特定する。これは、特定の方針の対象である限られた数のセクターに関してのみこの種のスクリーニングが行われる場合がある一部の大手商業銀行等の現在の慣行とは、異なる可能性がある。多角的な商品およびサービスを提供し、様々な市場の非常に大きな顧客ポートフォリオを維持している銀行は、特定のためにリスクベースのアプローチを採用し、RBC の負の影響が最も重大であると評価される分野に最初の努力を集中させることができる²³。

ただし、これは顧客のセクター（例：製品、サービスおよびその他の活動）、地域（例：ガバナンスと法の支配、紛争、人権もしくは環境に対する負の影響のまん延）、または、顧客固有のリスク要因（例：汚職、不正行為、RBC 基準の不十分な実施の既知の事例）に関連するリスクの評価に基づくべきである。

²³ 例えば、OHCHR 「Response to request from BankTrack for advice regarding the application of the UN Guiding Principles on Business and Human Rights in the context of the baking sector（銀行セクターの場面におけるビジネスと人権に関する国連指導原則の適用についての BankTrack からの助言の要請への回答）」の 4 ページ – 「銀行は、可能な場合には、最も深刻なリスクをもたらす可能性が高い領域（例：活動、セクター、関係、顧客、国）を含めて、その全体的なリスクの状況に関する理解を最初に発展させ、次に、より詳細な分析のためにこれらの分野の優先順位付けを行うことを期待される。」を参照。

銀行等は、その顧客から提供された情報を評価の基礎にすることが多い。銀行等は、特定の質を高めるために、銀行自らの調査によって情報を補完することもできる。市場調査サービス、各国当局、国際機関、NGO、その他の市民社会組織、独立専門家、学界およびメディアからの報告などの追加的情報源の参照は、顧客により提供された情報を補足し、より確固としたリスク領域の兆候をもたらすために有用だと思われる。銀行が顧客またはその他の第三者から提供された情報に基づいて行動する場合には、提供された情報の質を評価すべきである。例えば、公開情報が顧客により提供された情報と矛盾しているときは、不一致の原因をさらに調査することが有用かもしれない。

加えて、銀行等は、特定の企業に関連する RBC リスクに関して既に入手可能なまたは収集した情報に基づいて、企業のリスクベースの RBC 監視リストを作成することもできる。このリストは、企業、そのセクターまたは法域の事前の評価を基にすることができるので、デュー・ディリジェンスのプロセスを加速するのに役立つ。定期的にはまたは特定の事象に応じてこのリストを再検討し、修正する必要がある可能性がある。

2 回目のスクリーニング (厳格な特定)

銀行等は、「最初のスクリーニング」を通じて特定されたリスクに基づいて、より詳細な評価のために、最も重大なリスクを伴う事業を行っている顧客に優先順位を付けるべきであり、この順位付けには、場合によってはプロジェクトまたは資産固有のリスクを評価することが含まれる可能性がある。（「手段 2：実際のおよび潜在的な負の影響を特定し、評価する」を参照）。

厳格な特定のプロセスには、必要に応じて以下の項目を含めることができる。

- 特定の問題について明確にすること、追加的な文書の提供および特定の事例の調査を顧客に求めることによる顧客とのエンゲージメント
- 顧客により提供された文書（関連性のある既存の環境・社会リスクおよび影響のアクセスメント、人権リスクおよび影響のアクセスメント）だけでなく、独立した第三者からの報告書および評価にも基づく顧客の事業の詳細なレビュー
- 追加的な情報源（独立した調査プロバイダー、NGO、影響を受ける可能性のある団体などの市民社会組織および関連するその他のステークホルダーを含む。）からの情報の収集（特定の顧客に関して第三者に相談する際には、顧客の秘密の保持に関する法的制約の考慮が必要となる可能性に留意する。）（ボックス 1.1 を参照）。
- 資金提供が負の RBC の影響の原因となり、それを助長またはそれと結びついている活動に関係している可能性の評価

実際の厳格な特定には、銀行の環境・社会リスク (Environmental and Social Risk。以下「ESR」という。) 部門が関与することが多い。ESR 部門は、独自の調査を行った後、さらに状況を調査するために（必要に応じて）リレーションシップマネージャー、コンプライアンスオフィサーまたは案件チームに連絡を取る。銀行等が、必要に応じて、厳格な特定において支援する専門職の任命または内部 ESR チームの拡大の努力を払うことも考えられる。

一部の銀行等は、この責任を案件チーム内に統合化する試みも行ってきた。調査結果および結論をまとめ、必要に応じて特定された RBC 課題に対処する方法についての提案を行うことにより、顧客および/または取引先の RBC リスクプロファイルが確立される。

特定および評価の範囲をどうするか

一般融資と証券引受の取引は、通常は、企業レベルで行われる。換言すると、銀行は、特定のプロジェクトまたは資産（発電所またはインフラプロジェクトなど）ではなく、企業の事業全般または拡大を支援する資金または引受のサービスを提供する。したがって、企業融資と証券引受に関するデュー・ディリジェンスのための分析の基本的な単位は、最初はプロジェクトまたは資産ではなく企業体（すなわち顧客企業全体）となるのが通常である。銀行等が特定のためのプロセス中に注目することができる情報の例としては、以下の情報が含まれる。

- 顧客の企業構造（例：子会社、合併事業）、戦略（例：拡張計画）、および、それが RBC 課題に与える可能性のある影響
- 顧客が活動している地域、および、可能であれば、活動を予定している地域（例：周辺地域の要注目度、および／または、RBC 課題に関する規則が政府当局によって信頼性をもって施行される可能性）
- 顧客が活動している産業セクター（例：特定の産業セクターが RBC の負の影響の原因となり、それを助長またはそれと結びついている可能性）
- 顧客の RBC 方針およびガバナンス構造（顧客の RBC 方針と経営システムを含む。）
- 顧客の RBC の実績ならびに RBC 課題に適切に対処する能力および意思（顧客のサプライヤーに関する顧客デュー・ディリジェンスに関係するものを含む。）（例：メディアで議論されまたは市民社会によって提起された企業に関連する論争）
- 関連性がある場合には、子会社における顧客の高リスクの合併パートナー

厳格な特定（「2 回目のスクリーニング」）が適切とみなされる一部の限られた事例では、特定の資産、またはプロジェクトに関連する実際のまたは潜在的な負の影響の詳細な調査もデュー・ディリジェンスに含めることができる。以下の状況ではこれが適切となる可能性がある。

- 深刻なリスク：銀行が、地域、セクターまたは企業のリスク特性に基づいて特定の資産、子会社またはプロジェクトに関連する潜在的に深刻な RBC の負の影響を特定した場合には、当該の特定の資産またはプロジェクトに関するより詳細なプロジェクトレベルの評価を始動することが考えられる。例を挙げると、これには、現在開発中のまたは予定されている顧客の重要な資産における先住民族、絶滅の危機にある生息地、重要な文化遺産または大規模な再定住に対する負の影響の特定されたリスクが含まれ得る。
- 実際の影響：特定の資産に関連する実際の深刻な影響（深刻な人権侵害など）が存在すると銀行が判断した場合
- 調達資金の用途：定義により、法人向け一般金融は特定されない調達資金の用途を有するが、状況によっては、顧客が調達資金の用途を示す場合、または、調達資金が主に特定の資産もしくはプロジェクトに用いられることを企業レベルで取り組まれている情報が示す場合（単一資産の会社の場合など）もある。

- 限定された資産または事業: 企業が少数のプロジェクトもしくは事業のみを有する場合、または、1つの資産もしくはプロジェクトが生産もしくは収益の主要な割合を占めている場合

銀行等は、どの段階で企業顧客の実際のおよび潜在的な負の影響を特定し、評価すべきか

多くの場合、顧客のオンボーディングのプロセスが、企業が原因となりまたは助長している可能性のある実際または潜在的な RBC の負の影響を特定するための銀行にとって理想的な瞬間である。銀行が顧客関係にコミットする前にリスクを特定し、それに基づいて行動する方が容易だと思われる。

デュー・ディリジェンスは継続的なプロセスであるため、銀行等は、その融資ポートフォリオに関連する新たな実際または潜在的な RBC 課題に気付くことを確保する方法を見いだすべきである。この関係で、銀行等は、既存顧客の活動の定期的レビューを行う頻度と程度を定義することが有益だと感じられると思われる。銀行等は、企業に対する重大な論争に関する警告を提供する第三者サービスに依存することもできる。

効果的な早期警報システムを整備することは、銀行がスクリーニングプロセスと定期的なレビューの枠外で RBC リスクを特定するのに役立つ。このような早期警報の仕組みは、OECD 各国連絡窓口 (NCP)、ならびに、影響を受けた権利保有者、その代表者およびその他の者が懸念を提起することができるコミュニケーションのチャネルなどの苦情処理の仕組みの設立および/またはそれへの参加が含まれ得る。これらの仕組みは個々の顧客または事業に固有のものではなく、通常は、銀行の支店もしくは本店のレベルで、または、他の行動主体と協力して設立されると考えられる。(「手段 6: 適切な場合 is 正措置を行う、または is 正のために協力する」を参照)。銀行との間の顧客のビジネス上の関係を開示することに関する顧客の同意を得ることによって、ステークホルダーがこれらのメカニズムを通じて顧客の活動に関する懸念を提起することが可能になる。

情報を収集する際の課題にどのように対処するか

銀行等は、その顧客に関連する実際のおよび潜在的な影響に関する包括的で信頼できる情報を収集する際に、課題に直面する可能性がある。その原因としては、時間的制約または顧客の透明性の欠如による情報へのアクセスの困難、データと調査のプロバイダーが適用する方法論的アプローチの違い、ならびに、RBC 課題を取り上げるニュース、政治運動およびレポートが大企業および/または上場企業に焦点を当てている場合が多いという事実などの現実的な制約があり得る。さらに、特定の状況が、厳格なリスクの特定を行う銀行の能力を制限する可能性があり、例えば、より緊密なエンゲージメントおよび/もしくは評価が、企業に害を及ぼす可能性のある市場シグナルを生み出し、顧客の秘密を保持する義務の下で問題を生じさせ、または、見込み顧客が情報提供に協力しない場合がそうである。

情報不足が存在する場合には、特定の企業または全体としての産業セクターに結びついている実際のおよび潜在的な RBC リスクを特定するために、銀行等が補完的なアプローチを活用すること、すなわち、チェックリスト、評価ツール、アルゴリズムベースのツール、インデックス、報告、ならびに、顧客およびステークホルダーとの定期的な協議などの定量的手段と定性的手段を組み合わせることが奨励される。

さらに、銀行等が、必要に応じて顧客に追加的な情報を要求することが奨励される。例えば、民間企業は、銀行が明確に要求しない限りその資産のリストを開示しない可能性がある。このリストは、信用/コンプライアンスに関する確認に関しては要求されない場合が多いかもしれないが、銀行等は、リスクの特定を促進するためにそれを要求することができ

る。銀行が顧客関係において有するレバレッジは、質問を提起し、追加的な情報を要求する銀行の能力に影響を及ぼすと考えられる。例を挙げると、顧客が（顧客の時価総額と比較して）多額の資金の提供を受ける事業分野、または、銀行が企業のために多額の資本を調達する証券引受の取引では、銀行は、一般により高いレベルの顧客とのエンゲージメントを行うことになる。したがって、必要に応じてより多くの質問を行うことおよび追加的な文書を要求することが可能だと考えられる。レバレッジの限界に対応するためのアプローチについては、「手段3：負の影響を停止する、防止するおよび軽減する」でさらに議論する。

取引がますます迅速化していることは、銀行等がリスクを特定するために有する時間を制限する可能性がある。銀行等は、この課題に対応するために、企業の RBC パフォーマンスの特定の側面の追跡または企業に対する進行中の政治運動の目録の作成を行っている市場調査サービスから情報を調達することができる。銀行等は、企業の RBC パフォーマンスに関する情報を収集する内部の RBC 監視リストを確立することもできる。

加えて、情報不足に対処するために、銀行等が、企業から追加的な情報を入手し、より多くのかつより充実した RBC リスクに関する情報開示を促進するために、協調的な努力（例：業界全体および／またはセクター横断的な取り組み）に関与またはそれを開始することを検討する余地がある。実際のおよび潜在的な負の影響に関する情報の収集および監視を改善するためのセクターレベルの多くの協調的取り組みが存在する²⁴。

上記の手法は特定の課題への対応に有用となり得るが、既存のツールは依然として、銀行等が特定の取引に内在する時間的制約の下でそのポートフォリオ全体のリスクと影響を適切に特定することを可能にするのに十分ではない可能性がある。この関係で、銀行等は、この課題に対応するためのより良いツールおよびプロセスの開発の必要性を積極的に提起することもできる。

顧客の秘密の保持の問題が懸念される場合には、具体的な企業または取引に言及せずにリスクの理解を深めるために、影響を受けるステークホルダーまたは市民社会組織などのステークホルダーとのエンゲージメントを行うことが可能だと思われる。この方法は、RBC 課題が、企業固有のものではなく、むしろセクター、地域、または製品固有の性質を有するリスク要因に関連しており、そのようなエンゲージメントが（見込み）顧客の身元を明らかにしない場合に当てはまる可能性がある。加えて、例えばオンボーディングのプロセスの一部として、顧客に銀行との関係の開示に対する同意を要請することによって、銀行が顧客の信頼に反しないで顧客とのビジネス上の関係を開示することが可能になると考えられる。（ボックス 1.1 を参照）。

ステークホルダーが RBC の負の影響の特定および評価において果たせる役割は何か

銀行は、RBC の影響の特定および評価の場面で以下の事項を行うことができる。

- 特定のセクターにおけるリスクの理解と評価を向上させるための専門家ステークホルダーとのエンゲージメント

²⁴ 例えば、採取セクターの責任ある鉱物イニシアティブ（Responsible Minerals Initiative）（<http://www.responsiblemineralsinitiative.org/>）、責任ある鉱業インデックス（Responsible Mining Index）（<https://responsibleminingindex.org/>）、衣類セクターの公正な工場クリアリングハウス（Fair Factories Clearing House）（<https://www.fairfactories.org/>）、社会・労働収斂プロジェクト（Social & Labour Convergence Project: SLCP）（<https://slconvergence.org/>）、農業セクターの公正フードプログラム（Fair Food programme）（<https://www.fairfoodprogram.org/>）、Trase Earth（<https://trase.earth/>）を参照。

- 優先順位付けの理論的根拠を作成する際の契約上のステークホルダー（すなわち従業員、顧客および株主）、規制当局ならびに専門家ステークホルダー（例：国際的な労働組合、NGO）とのエンゲージメント
- 顧客が、影響の特定と評価に貢献するために、実際にまたは潜在的に影響を受けるステークホルダーとのエンゲージメントを行うことの奨励。この文脈では、銀行が、エンゲージメントをボックスティック的に行うのではなく、その質を考慮することが重要である。（「デュー・ディリジェンスの特徴」を参照）。

銀行等は、ステークホルダー（権利保有者およびその他の専門家を含む。）が顧客の活動に関連する潜在的な問題を提起し、フィードバックを提供することができる仕組み（例：苦情処理の仕組み、またホットライン等の早期警報の仕組み）を設立することもできる。（上記および「手段 6：適切な場合は正措置を行う、または是正のために協力する」を参照）。

ボックス 2.2. 複数の機関が関与する場合における銀行等の役割

シンジケートローンまたは証券引受の取引などの複数の銀行等が関与する取引では、銀行等が果たす役割は異なる。そのため、全ての参加者が RBC リスクを評価するための同一の量の情報と時間を持たない場合がある状況となる。通常、取引を主導する銀行（リードアレンジャーまたは主幹事と呼ばれることが多い。）は、通常の場合は、取引が組成される際に、取引の中で果たす役割がより小さい銀行等よりも多くの時間と、より豊富な情報へのアクセスを持つと考えられる。エージェントを務める銀行等は通常、融資が提供された後に顧客と接するより多くの機会を有する。シンジケートが強固なデュー・ディリジェンスを実施しているエージェントやリード銀行等を有する場合には、参加者は、関連する RBC 文書が作成および提供される可能性が高いため、より円滑なデュー・ディリジェンスの利益を享受することになる。

銀行等は、他の銀行等と共同の取引（例：シンジケートローンまたは証券引受の取引）への参加に関連する意思決定プロセスに、RBC の考慮事項を統合化することができる。

エージェントを務める銀行は、取引の間、顧客を定期的にレビューし、顧客が RBC に関連する所定の条件を満たしているか否かに関して、確認することができる。エージェントを務める銀行は、特定した実際のまたは潜在的な RBC の負の影響への対処を先導することもできる。このような状況では、エージェントを務める銀行は、当該インシデントおよびエージェントを務める銀行がそれに対処するために提案する手段について、シンジケートの他のメンバーに通知し、融資文書に定められている規定に従ったシンジケート銀行等の承認を待つことができる。

銀行等は、シンジケート取引においてデュー・ディリジェンスの側面についても協調することを希望すると思われる。例えば、関連する国際的な RBC の枠組み（例：MNE 指針）への顧客の合致に関する同一の RBC の期待事項を伝えるために協調することができる。RBC の負の影響のリスクと、それを停止、防止および軽減しようとする行動を特定する仕組みを導入するために協調することもできる。

例えば、シンジケートのメンバーが RBC 課題を認識した場合には、当該メンバーは、その調査を行うことができるようにエージェントを務める銀行または他のメンバーに通知すべきである。

シンジケート取引における銀行等の間でのデュー・ディリジェンスに関する協力は、銀行等の間での一定の透明性を必要とする。協調的な活動に関しては、競争法の問題を考慮すべ

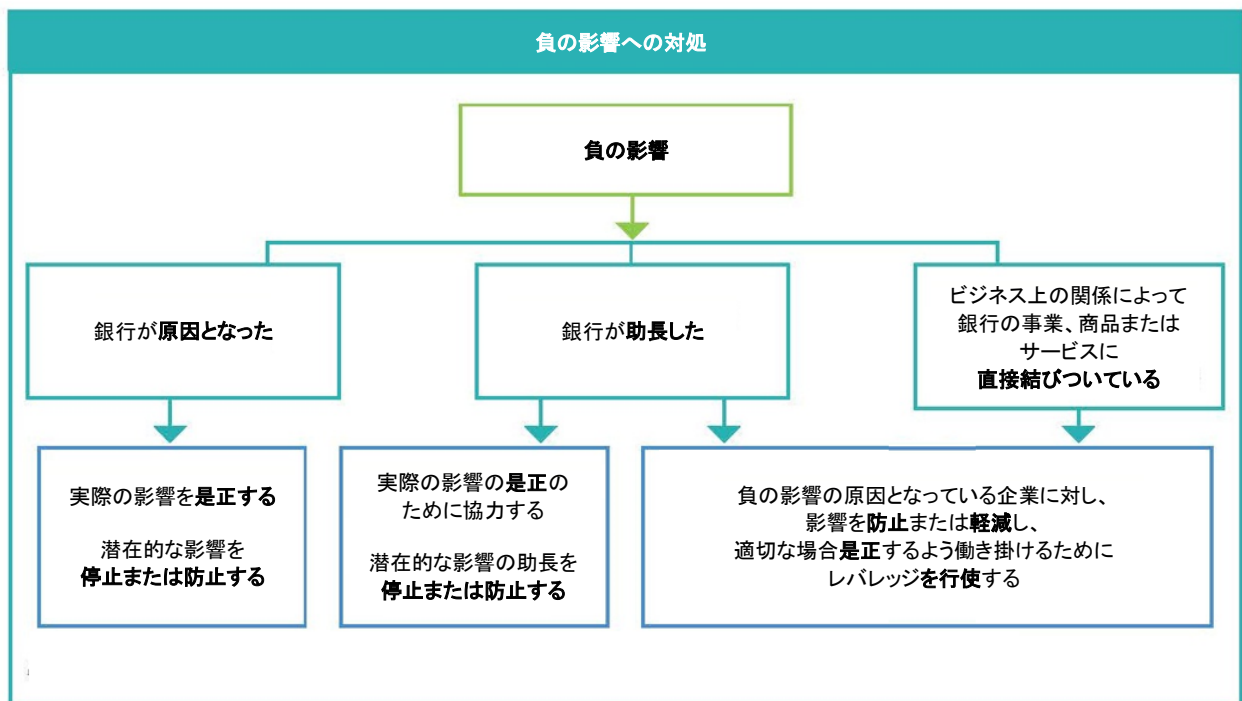
きであり、シンジケート取引において銀行等の間で情報を共有するために顧客の同意を得ることが必要となる場合がある。

2.1.2. 銀行はどのように負の影響へのその関与を評価することができるか

銀行は、次の3つの異なる方法で負の影響に関与する可能性がある：(a) 銀行自体が負の影響の原因となる場合、(b) 他の企業が原因となったもしくはその他の企業の活動との組み合わせが原因となった負の影響を助長する場合、または、(c) 負の影響がビジネス上の関係によって銀行のサービスと直接結びついている場合。

負の影響への関与の評価によって銀行がそれに対処すべき方法に関する情報がもたらされるので、その評価を行うことが重要である。次の図 2.1 を参照。

図 2.1. MNE 指針における影響との関係



本書は、銀行自体のみによるものではなく、銀行の顧客（または顧客の子会社）に関連する負の影響に焦点を当てている（「対象範囲」の節を参照）ため、銀行が負の影響の原因になるという問題は本書の分析の範囲外である。

銀行の顧客が原因となっている負の影響は、顧客とのビジネス上の関係を有する銀行の融資または引受のサービスに「直接結びついている」と考えられる場合がほとんどである。しかし、場合によっては、銀行の活動が、何らかの形で、顧客が被害を生じさせる原因になり、それを促進し、または動機付けているのであれば、銀行も負の影響を助長している可能性がある。顧客が原因となっている実際のまたは潜在的な負の影響を銀行が助長しているか否かの評価は、複雑な作業である。負の影響が発生した場合におけるこの評価は、具体化した顧客による負の影響の是正または是正のための協力において、銀行が役割を果たすべきか否かの検討に関連する。銀行が影響を助長しているとは考えられない場合には、銀行は直接結び

ついているとみなされるのにとどまるので、当該影響に対する銀行の対応は、より限定的な、顧客との間のそのレバレッジの行使となる可能性がある。

銀行が負の影響を助長している場合には、銀行がそれを是正すること、またはその是正のために協力することが期待される。この点に関しては、様々な形式の是正があり得る。何が適切であるかは、影響の性質と程度に依存する。（「手段 6：適切な場合は正措置を行う、または是正のために協力する」を参照）。

この問題に関する OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスからの一般的ガイダンスは、ボックス 2.3 に再録されている。一般企業融資と引受の取引の場面におけるその適用に関する議論は、次のとおりである。

ボックス 2.3. 責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスからの影響との関係に関する抜粋 (70 ページ)

「助長する」とは：企業の活動が他の企業の活動と合わさって影響を引き起こす場合、企業の活動が別の企業が負の影響の原因となることを生じさせ、促進しまたは動機付ける場合、その企業が影響を「助長する」という。助長するとは実質的であることをいい、小さなまたは些末な要因は含まないことを意味する。

実質的に助長するという性質および企業の活動が別の企業が負の影響の原因となることを生じさせ、促進しまたは動機付けるとはどのような場合を指すかについて理解するには、多数の要素を考慮する必要がある。次に挙げる要素を考慮に入れることができる。

- 企業が別の企業による負の影響を促したかまたは動機付けた程度。すなわち、その活動が影響発生リスクを増大させた度合い。
- 負の影響またはその可能性について知り得たかまたは知るべきであったかという程度。すなわち、予見可能性の度合い。
- 企業のいずれかの活動が実際に負の影響を軽減しまたは影響発生リスクを減少させた度合い。

負の影響の発生を可能とする一般的な条件を生み出すビジネス上の関係または活動が、単に存在するというだけでは、助長するという関係性を必ずしも意味せず、問題となる活動が実質的に負の影響リスクを増大させている必要がある。

例えば、過去の類似商品の例からその製造時間は実現不可能であることを知っており、かつ事前に承認していた下請の利用を制限しているにもかかわらず、商品の納品に関して非常に短いリードタイム（発注から納品までに必要な時間）を設定した小売店の例を検討してみる。

- 実現可能な時間より短いリードタイムの設定および下請の利用に対する制限は、製造業者において過度の超過勤務リスクを増大させた。
- 影響の予見可能性の度合いは高いと考えられる。なぜならその小売店は、過去の類似商品から考えてこのリードタイムが実現不可能であり、短いリードタイムがそのセクターにおいて一般的に過度の超過勤務を引き起こすことを知っていたからである。
- 影響が発生するリスクを減少させるための軽減策が講じられていない場合、その小売店は、製造業者における過度の超過勤務を助長している可能性がある。

例えば、鉄鋼プラントに投資する未公開株式投資家の例を検討する。この投資家は鉄鋼プラントの取締役会の一員であり定期的に経営陣とやりとりをしている。この投資家は、プラントからの排水を処理する高額設備の導入に反対の票を投じている。

排水処理を行わないことにより、その地域の飲料水が排出物により汚染されている。

- 水源への環境的影響を防止または軽減できる技術の導入を行わないよう、プロジェクトの経営陣に促すことによって、負の影響を増大させている。
- 鉄鋼セクターにおける環境管理専門家の中で、飲料水の汚染を避けるために排水処理設備が必要であることが一般的に知られている場合、予見可能性の度合いは高い。
- 仮に、投資家がデュー・ディリジェンスを行い、代替となる排水処理計画を支援していたならば、飲料水汚染のリスクおよびその影響の予見可能性は低下していたはずであり、この場合その投資家は、影響を助長したという関係にはならない。

[...] 企業と負の影響との関係は静的ではない。この関係は、例えば、状況の進展と、デュー・ディリジェンスおよび特定されたリスク・影響に対処するために講じられた手段が影響の発生リスクを低下させる程度に応じて変化する可能性がある。

影響がすでに発生した場合には、銀行が当該影響を実質的に助長した（すなわち、小さなまたは些末な要因ではない）か否かの判断は、相互の関連性が強い以下の要因の分析に基づいて行うことができる。

- 銀行の活動が、顧客が負の影響を生じさせることを促進または動機付けすることによって影響の発生リスクを増大させた程度
- 影響の予見可能性の程度
- 銀行が講じた措置が、実際に当該影響のリスクを軽減または低下させた程度

銀行が、企業融資または証券引受の取引を通じて負の影響を動機付けしたと判断するには、融資または引受サービスの提供に加えて、顧客に害を生じさせる動機を与えまたはそれを促す具体的な作為または不作為を銀行が行った場合であることが必要となる（ボックス 6 の例 A を参照）²⁵。銀行が一般企業融資と証券引受の取引において、顧客に被害を与えるような行動をとった例を特定するのは困難であった。

銀行が、企業融資または証券引受の取引を通じて負の影響を促進したと判断するには、サービスの提供自体に加えて、顧客が被害を生じさせることを可能または容易にした銀行による作為または不作為が必要となる。この関係で、「金融商品またはサービスの提供は、本質的に問題を伴うものではなく、実際には商業にとって重要なサービスである」²⁶。

例えば、上記の相互に関連する要因を全て考慮すると、銀行は、以下の全ての要素が同時に発生した場合には、銀行が促進することによって負の影響を助長した可能性がある。

- 顧客の活動またはプロジェクトが原因となりまたは助長した負の影響が予見可能であった。

²⁵ 銀行セクターの場面におけるビジネスと人権に関する国連指導原則の適用についての BankTrack からの助言の要請への OHCHR の回答（2017 年）

(<https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/InterpretationGuidingPrinciples.pdf>) も参照。

²⁶ 同上。

- 調達資金の用途が当該顧客の高リスクの活動もしくはプロジェクト（ボックス 6 の例 B を参照）のためである（もしくはその可能性が高い）ことが分かっていた、または、顧客のほぼ全ての活動が検討されている種類の負の影響の原因となり、もしくはそれを助長するリスクの高いものであった²⁷（ボックス 6 の例 C を参照）。
- 融資または引受サービスの提供が、適切なデュー・ディリジェンスを実施せずに行われた（以下の各項を参照）。この点に関しては、銀行が設けていたデュー・ディリジェンスのプロセスと、それがどのように実施されたかを検討すべきである。

重要なのは、デュー・ディリジェンスの妥当性を検討する上で、本書が銀行のグッドプラクティスの参考になることである。銀行のシステムとデュー・ディリジェンスのプロセスの質は、銀行が負の影響を助長するか否かに影響を及ぼす可能性がある。人権に対する影響に関しては、例えば、OHCHR は、「銀行のポートフォリオとリスクの状況の範囲および複雑さに適したデュー・ディリジェンスを実施することは、銀行が効果的にリスクを特定し、その実現を防止するのに役立つはずである」と説明している²⁸。

デュー・ディリジェンスには、リスクベースの優先順位付けを含めることができる。「デュー・ディリジェンスの特徴」に関するセクションで議論したように、特定された全ての実際のまたは潜在的な負の影響に対処することが不可能な場合には、銀行等は、リスクの深刻性および発生可能性に基づいてリスクに（そのポートフォリオの他のリスクに対する）優先順位を付けることができる。

このような場合には、銀行等は、銀行等がこれらのリスクを他のリスクより前の優先順位にする理由を伝える用意を整えておくべきである（「手段 1：RBC を企業方針および経営システムに組み込む」ならびに「手段 5：影響にどのように対処したかを伝える」を参照）。銀行が顧客に関連する負の影響を防止、または軽減するための措置を講じない場合においては、デュー・ディリジェンスの適切性を検討する際に、その優先順位付けの基準およびデュー・ディリジェンスのその他の特徴が特に重要となる（ボックス 2.4 の例 C を参照）。顧客が原因となった負の影響が継続または再発した場合に、顧客に追加的な融資を提供するという決定も、銀行のデュー・ディリジェンスの適切性を評価する際に関連性を有する。

加えて、例えば、銀行等がその顧客に対して影響力を行使しまたは作用する方法における實際上、または法律上の限界に直面した場合には、ビジネス上の関係先との協力における制約に対処するために、デュー・ディリジェンスの手段を適応化させることができる。銀行は、例えば、レバレッジを蓄積するための協調的な取り組み（システム的な問題を対象とするイニシアティブへの関与を含む。）、銀行のデュー・ディリジェンスのプロセスの改善、および、特定の高リスク顧客との間のエンゲージメントが含まれ得る幅広い手段を通じて、影響の防止を図ることができる。（「手段 3：負の影響を停止する、防止するおよび軽減する」の「具体的行動」を参照）。

ボックス 2.4. 一般企業融資取引における助長の仮想的な例

例 A：銀行が、化学品の商業的製造業者であるその顧客に、融資契約の条件として、顧客の将来の営業費用に関連するコスト削減を行うことを助言する。その結果、顧客は、その化学工場の一部からの排水を処理するためのアップグレード技術に投資せず、1つの地域

²⁷ 気候変動のような集散的、拡散的かつ越境的な性質の負の影響については、資金提供と、被害を生じさせた顧客の具体的な活動との間の関係を理解するために、より微妙な分析が必要となるかもしれない。

²⁸ OHCHR (2017)。

社会の飲料水が汚染されている。このような状況では、銀行は、顧客に負の影響をもたらす行動の動機を与えまたは当該行動を促した可能性があり、したがって負の影響を動機付けた可能性がある。影響の予見可能性の程度と、銀行が講じた措置が実際に当該影響のリスクを軽減しまたは低下させた程度も関連性を有すると思われる。例証的ではあるが、銀行等は通常、企業融資の取引の場面で助言サービスを提供せず、コスト削減措置を融資の提供の条件にしないため、実際には、このような状況は通常はこれらの取引の場面で発生しないと考えられる。

例 B：銀行が、紛争地域に所在するその最大の事業の幾つかの状況において、深刻な人権侵害を続けていると広く報告されている民間警備会社である潜在的な顧客に参与している。銀行は、顧客の事業に関連する人権侵害を防止しまたは軽減するよう顧客に影響を及ぼすため、そのレバレッジを行使する適切な試みを行わずに融資を提供する。この例では、影響は予見可能であり、影響の可能性と深刻性に基づいて優先順位を付けるべきであった。銀行は、被害を防止または軽減するための適切な努力を払わずに融資を提供した。このことは、銀行が（調達資金が顧客の高リスク活動を支援するために使用される可能性が高い）融資の提供を決定したこと、および、適切なデュー・ディリジェンスを実施しなかったことと相まって、顧客が人権侵害を続けることをより容易にし、したがって、負の影響を促進した可能性がある。しかし、銀行が、将来の侵害を防止するための適切な保護措置が顧客により実施されていることを証明するよう顧客に要求することによって、影響を防止または軽減しようとした場合には、銀行は、負の影響を防止または軽減するための合理的な努力を払ったことを証明することができる。

例 C：銀行が、調達資金の使途（潜在的な社会環境影響を伴うインフラプロジェクト）が分かっている一般企業融資を顧客に提供する。顧客は、環境社会影響評価（environmental and social impact assessment：ESIA）を約束し、銀行に提出するが、この評価は業界基準に適合しておらず、プロジェクトに伴う影響の規模を正確に見積もっていない。銀行が融資の条件として信頼性のある環境社会影響評価を要求せずに融資を進め、ESIA で十分に特定されなかったために負の影響が生じた場合には、銀行が影響を促進した可能性がある。しかし、より詳細なデュー・ディリジェンスのための優先順位を顧客に付けないという銀行の決定が、リスクの可能性と深刻性に関する妥当な評価に基づいていたことを銀行が証明することができる場合には、銀行は、そのデュー・ディリジェンスのレベルが適切であったことを証明することができる。ただし、このような事件は、銀行が将来の取引における顧客についての優先順位の決定を再評価するトリガーにされるべきである。加えて、銀行は、影響の防止および軽減を図るために、顧客に対して有するあらゆるレバレッジを行使すべきである（顧客が影響を是正することの確保を図ることを含む。）。銀行が、影響が是正されないまま（例えば、新たな融資の提供によって）顧客とのビジネス上の関係を継続した場合には、銀行は、不適切なデュー・ディリジェンスによって（是正されていない）継続的影響を促進しているとみなされる可能性がある。

注：技術的には一般企業融資だが、一部の銀行等がこれをプロジェクトファイナンス取引に分類し、エク्यूター原則署名金融機関である場合には、この取引が原則に定められている厳格なデュー・ディリジェンスのプロセスのトリガーとなる可能性がある。

銀行は、ステークホルダーとの協議の上で、自らのデュー・ディリジェンス・プロセスを通じて、または、適切な場合において事業レベルの苦情処理の仕組みを通じて、影響に対するその関係を評価することができる²⁹。（「手段 6：適切な場合 是正措置を行う、または是正のために協力する」を参照）。

²⁹ 同上。

手段 3 : 負の影響を停止する、防止するおよび軽減する

3.1. 2.3 に示した負の影響への企業の関わりについての評価に基づき、RBC 課題に対する負の影響の原因となったり助長したりする活動を停止する。潜在的な（将来的な）負の影響を防止および軽減する目的に適った計画を策定し、実施する。

3.2. 前述の優先順位付け（2.4 を参照）に基づき、ビジネス上の関係によって企業の事業、製品またはサービスに直接結びつく RBC 課題について、実際のまたは潜在的な負の影響の防止または軽減を図るための計画を策定し、実施する。上記の計画においては、企業が講じる措置とともに、そのサプライヤー、購買者およびその他のビジネス上の関係先に期待する事項も詳しく記述すべきである。ビジネス上の関係に関連するリスクに適切に対応するには、以下を含めた措置が必要になる場合もある。

- (a) リスク軽減努力の実施中も関係を継続すること。
- (b) 現在進行中のリスク軽減努力の実施中は一時的に関係を停止すること。
- (c) リスク軽減を試みたが失敗した場合やリスク軽減が実行不可能であると企業がみなした場合、あるいは負の影響の重大性が大きいという理由で、取引を停止すること。取引停止を決定するには、社会的および経済的な負の影響の可能性を考慮すべきである。

銀行等の 具体的行動

防止のための一般的アプローチには以下が含まれ得る。

- リスク特定の結果から、負の影響が発生する前に、特定の顧客、地域、製品またはセクターに関連する情報の追跡とリスクを警告するための管理システムを強化する。
- どのような予防手段を講じることができるかに関する理解と、その実施に関する顧客との協力を含む、セクターに関する専門知識を築き上げる。
- 特定の状況下にある企業、または特定の顧客に対する金融サービスの提供を禁止する排除基準を定義する。
- 企業への金融サービス提供に関して、RBC 課題に関連する十分に確立され、広く認められている基準および／またはグッドプラクティスの企業による遵守に基づく条件を定義する。
- 銀行の関連する職員および管理者の目的に適った研修を実施する。
- 予防手段の実施を監督するための関連する上級の責任を割り当てる。
- より強力な RBC リスク管理システムを開発するように、顧客に影響を及ぼすことを試みる。

企業融資の活動に関するもの：

- 見込み顧客との間の契約文書またはその他の書面によるステートメント／コミットメントに RBC の期待事項を組み込む。例えば、RBC 管理システムを整備すること、もしくは指定された国際基準を満たすことを顧客に要求する、または指定された環境・社会条件の検証を融資実行の条件にする。

- 適切な場合には、銀行に対する顧客の関係の秘密保持の放棄に関する顧客の同意を要請する。
- 特定の RBC 関連目標を達成するためのインセンティブを見込み顧客に提供する（例：融資の金利と企業の持続可能性パフォーマンスとを連動させる。）。

証券引受の活動に関するもの：

- 関連性がある場合には、深いレベルのデュー・ディリジェンス
例：環境影響評価を要求し、投資家への情報開示（目論見書）における RBC リスクの報告を顧客に奨励する。

実際のまたは潜在的な負の影響が特定された後の適切な対応には、以下が含まれ得る。

- 負の影響の原因となり、またはそれを助長する銀行の活動が停止されることを確保するための責任を割り当てる。
- 影響を受けた、または影響を受ける可能性のある権利保有者、または関連するその他のステークホルダーを巻き込んで、負の影響の原因となり、またはそれを助長する活動を顧客がどのように停止することが可能であるかに関するロードマップを作成することを顧客に奨励する。銀行等は、必要な場合には、環境および社会に関連する外部のコンサルタントに軽減活動の支援を委託することを顧客に推奨することができる。
- 顧客がその事業に関連する重要な RBC の問題にどのようにアプローチしているかを議論し、特定の影響に対処しまたはそれを軽減するための期限を定めた行動を要求するため、顧客の事業の代表者、上級管理者および／または取締役会レベルとの対面の会議を通じた見込み顧客および既存顧客との間のエンゲージメントを行う。
- 法的義務を前提として、RBC の問題に関するレバレッジを行使するために、取引に関与する他の銀行等またはその他のステークホルダーと協働する。
- 影響に対処し、リスクを管理するために、顧客に必要なリソースに結びつける。
- 契約条項に従って金融サービスの提供を終了もしくは停止する、または、これらの措置に関する信頼性の高い見通しを提起する。（「手段 3：負の影響を停止する、防止するおよび軽減する」を参照）。
- （追加的な手段として、または、即時の終了が不可能な場合、もしくは影響を受けたステークホルダーに深刻な負の影響を及ぼすと考えられる場合における顧客関係終了の代替手段として）顧客との間の将来の取引機会に従事しないことを検討する。

証券引受に関するもの：

- 情報開示文書（例：証券引受取引における目論見書またはパンフレット）に RBC 課題を含めるよう顧客に助言し、顧客の将来のパフォーマンスに影響を及ぼす可能性が高い重要な RBC 課題にどのように対処する計画であるかについて説明することを顧客に要求する。
- （RBC リスクは金銭的に重要でないものまたは投資家との関連性がないものとみなされることが多いので）重大なリスクの問題に関する顧客の認識に異議を唱える。

システミックな問題に対処するための適切な対応には、以下が含まれ得る。

- 特定された領域における負の影響を防止および軽減しようとする地理的、または問題固有のイニシアティブ（例：国別、商品別もしくはセクター別の円卓会議またはマルチステークホルダーのイニシアティブ）に加わる。それらには、政府との間のエンゲージメントも含まれ得る。

銀行は、実際のまたは潜在的な影響にどのように対応すべきか

銀行が、その顧客が原因となっている負の影響またはリスクを助長している場合には、銀行は、自らによる助長を停止または防止するために必要な措置を講じ、適法なプロセスを通じて是正措置を行うかまたは是正のために協力し、残る影響の防止および軽減を図るためにそのレバレッジを行使すべきである（「手段 2：実際のおよび潜在的な負の影響を特定し、評価する」を参照）。

負の影響が、銀行による貸出または証券引受と、顧客を通じて直接結びついている場合には、銀行は、当該影響の防止および軽減を図るためにそのレバレッジも行使すべきである。このことは、負の影響の原因となり、またはそれを助長している顧客から銀行に責任を転嫁することを意図するものではない³⁰。影響を停止、軽減および是正する責任は、影響の原因となり、またはそれを助長している顧客が負い続ける³¹。

しかし、銀行は、影響自体に対処することはできないかもしれないが、負の影響の防止または軽減および是正を行うようにその顧客に影響を及ぼす努力を払うべきである³²。顧客が原因となった影響は、銀行等にとっての社会的評価のリスクをもたらす可能性もある。影響に対応するための様々なアプローチが、上記の具体的な行動に含まれている。

顧客との関係に伴う負の影響の停止、防止または軽減に役立てるためにどのように契約書を用いることができるか

契約書およびその他の書面による文書は、マネーロンダリング、またはテロ資金供与の防止を意図するルールおよび規則を含む、適用される全ての法令を遵守することを顧客に要求する条項などの一般条項を通じて、既にある程度まで RBC 規定に対処している場合が多い。しかし、銀行取引の場面での人権と環境の問題に関する顧客のパフォーマンスに明確に対処する法律がないため、一般企業融資取引に関する契約書にこれらの RBC 課題を含めることは一般的になっていない。

銀行等は、契約条項を起草する際、法的な最低要件を超えることができる。契約書で銀行の RBC 方針と顧客に対する期待事項を明確に示すことは、RBC 課題に関する顧客との間のエンゲージメントを促進し、銀行が発生する可能性のある影響に対処するためのレバレッジを高め、行使することに役立つ可能性がある。（「手段 3：負の影響を停止する、防止するおよび軽減する」を参照）。契約の策定について責任を負う銀行の（内部または外部の）法律顧問が、RBC 課題とそれを契約に統合化すべき方法に関する強固な認識を有することは有益である。Loan Market Association などの広く認められたイニシアティブによる RBC 条項の促進は、契約書にそのような文言を含めることの潜在的な困難を克服するために有用だと

³⁰ OECD 多国籍企業行動指針 第 2 章第 12 項。

³¹ 同上。

³² OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス第 I 節「デュー・ディリジェンスの特徴 – デュー・ディリジェンスは責任を転嫁しない」。

考えられる。銀行等は、その他の書面による文書の中でも、特に環境と人権問題に関連するその RBC の期待事項を明確に示すことができる。いずれの場合も、顧客が当該規定を遵守していることを銀行が監視することが重要である。

銀行はどのようにレバレッジの限界を克服することができるか

RBC リスクが特定された場合でも、関係する企業に影響を及ぼす（RBC リスクを軽減するためにそのレバレッジを行使する）銀行の能力は、多くの要因の影響を受ける可能性がある。例えば、

- 銀行と企業との間の取引の性質および関係の継続期間
- 関係の性質と特定の取引の時点（例：それが顧客関係であるか、見込み顧客関係であるか。）
- 市場における競争状況（例：企業が比較可能な条件で他の資金源から資金提供を受けることがどの程度容易か。）
- 取引における銀行の役割（リード銀行であるか大規模なシンジケートのメンバーであるか。）
- 顧客にとっての銀行の評判と「魅力」
- 銀行が実際にレバレッジを行使するために利用可能な時間と能力

MNE 指針は、「企業がそのサプライヤーの行動を改変させる能力には現実的な限界がある」ことを認識している³³。同様に、銀行等も、その顧客に変化をもたらす際に現実的な限界に直面する可能性がある。銀行が負の影響の原因となっている企業に対して有するレバレッジの程度は、措置を講じるように当該企業を説得するために銀行に何ができるかを検討する際に有用である。しかし、レバレッジの程度は、銀行がデュー・ディリジェンスを実施し、有している可能性のあるレバレッジを効果的に行使すべきか、それとも追加的なレバレッジを構築すべきかを検討することとは関連性を有しない³⁴。MNE 指針の下では、銀行等は、大きなレバレッジを有していない可能性がある場合であっても、負の影響を防止または軽減するためにそれを行使する責任を負う。レバレッジは数多くの方法で用いることができ、銀行が十分に有していない場合にはレバレッジを高める努力を払うことができる。

例えば、

- レバレッジを行使する銀行の能力は、通常、金融サービスの実際の提供前の方が大きい。したがって、銀行等は、特に高リスクの顧客に関して、資金提供または特定の融資実行を受ける条件として、RBC の期待事項を契約書およびその他の書面による文書に含めることによって、レバレッジを構築するよう努力することができる。取引が完了した後は、銀行のレバレッジは大幅に低下する可能性がある。このような状況では、銀行等は、顧客に既に伝えてあるまたはコミットメントに含まれている RBC についての期待事項に依拠して、懸念を伝えるために顧客との直接のエンゲージメントを試みることができる。一定の状況下では、可能であれば契約条件に

³³ OECD 多国籍企業行動指針（2011 年）第 II 章、注釈第 21 項を参照。

³⁴ 同上、注釈第 20 項も参照。OECD (2014) 「Due diligence in the financial sector: adverse impacts directly linked to financial sector operations, products or services by a business relationship（金融セクターにおけるデュー・ディリジェンス：ビジネス上の関係により金融セクターの事業、商品またはサービスと直接結びついている負の影響）」 (<https://mneguidelines.oecd.org/rbc-financial-sector.htm>)。

基づく顧客との関係の解消を検討すること、または、影響を防止および軽減しなければ将来的に銀行からの融資または証券引受サービスの顧客による利用が妨げられる可能性があることを顧客に伝えることも、検討することができる。（「手段3：負の影響を停止する、防止するおよび軽減する」を参照）。

- 債務または株式の資本市場取引などの資本市場取引は、顧客に対するある程度のレバレッジを維持する長期的な機会をもたらさない。このため、引受取引を開始する前に、リスクを事前に特定し、潜在的な軽減措置について合意する必要がある。例えば、リスクが特定された場合には、追加的な評価と勧告の作成が必要となる可能性があり、顧客は、勧告の実施と、関連する IPO 目論見書またはパンフレットでの RBC 課題の開示を確約することができる。
- 一般企業融資を受けた顧客が、負の影響に関連する資産に関して資産固有の資金提供を別途受けている場合には、別途の資金提供が行われた資産に関連する情報への銀行のアクセスとレバレッジは、銀行が資産固有の資金提供の参加者でなければ限られたものとなる。しかし、銀行は、別途資金が提供されたものを含め、深刻な負の影響に対処するために、顧客との間でそのレバレッジを行使する努力を払うこともできる。
- 長く続いている安定した関係である場合には、顧客に対する銀行のレバレッジは持続し、顧客と共に困難な問題に対処する銀行の能力を高める一方、新規顧客に関してそうすることはより困難だと思われる。このような場合には、銀行等は RBC 目標を達成するためのインセンティブを新規顧客に提供することを検討することができる。例えば、一部の銀行等は、RBC の条件に結びつけられた有利な融資条件を見込み顧客に提示してきた。しかし、「ポジティブインパクトローン」と呼ばれることが多いこのような取決めは、現状ではあまり一般的ではなく、監査可能な限られた KPI に基づいていることが多い。
- シンジケートのリード以外の銀行は、単独では顧客に対して限られたレバレッジのみを有する可能性があるが、レバレッジを高めるためにシンジケート取引の他の銀行等との協調を図ることができる（ボックス2およびボックス4を参照）。
- 銀行のレバレッジは、多くの場合に顧客に有利な状況となっている競争と市場環境によって奪われる可能性がある。この関係で、銀行等は模範を示すために協力し、顧客との間の RBC に関する組織的なエンゲージメントを促進する共通の業界慣行を確立することができる。銀行等は、プロセスへの顧客の参加を奨励するためにデュー・ディリジェンスの利点を顧客に伝え、インセンティブを通じて RBC を促進することができる。

特定の取引または顧客に関する銀行等のレバレッジが不足している状況では、銀行等は、より幅広く特定のリスクの予防と軽減を推進するために、個別にまたは集散的に、規制当局、政策立案者および市民社会組織とのエンゲージメントを行うことができる。

銀行はどのような場合に顧客との関係を解消すべきか

予防または軽減の試みが段階的なエンゲージメントの後まで成功しなかった場合、軽減が実行可能でない場合、変化の合理的な見通しが無い場合、または深刻なリスクが特定され、当該影響の原因となっている企業がそれに対処するための措置を直ちに講じない場合には、顧客との関係の解消は、特定された負の影響への適切な対応となる可能性がある³⁵。銀行等は、

³⁵ OECD 多国籍企業行動指針第 II 章第 22 項。

その点が明示的に融資文書に規定されている場合を除いて、融資の実行を一時的に停止し、または融資の繰り上げ返済を要求することはできないため、特定の状況における顧客との関係の解消には、将来における顧客への追加的なサービスの提供を回避することが含まれる。

MNE 指針が明確な「ディリスクング (de-risking)」を勧告していないことは、重要な点である。一般論として、銀行等は、潜在的なリスクを高める状況を完全に回避するのではなく、これらのリスクへの対応が効果的に行われ得ること／行われることを確保するために、顧客との間のエンゲージメントを行うことを奨励される。MNE 指針の下では、顧客との関係の解消は多くの場合に最後の手段である³⁶。しかし、場合によっては、当該影響が非常に深刻ならば、顧客との関係の解消が負の影響への第一の対応となるかもしれない。この点に関して、一部の銀行等は、非常に有害な産業もしくは製品の排除方針または無責任な行動の履歴を有する企業のブラックリストを設けている。

ボックス 2.5. 排除方針に関する考慮事項

排除方針は、金融機関が高リスク（この場合においては、人々、環境または社会に対する負の影響の高いリスク）と考えられる顧客または顧客の区分とのビジネス上の関係を終了または制限する現象を意味する。

特定のセクターにサービスを提供しないという銀行の決定には、次のような様々な要因があり得る：収益性に関する懸念、セクターに関する専門知識の欠如、社会的評価のリスク、金融機関のリスク選好度の低下、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する法律の施行に関連する費用、制裁体制の増加、ならびに、所要資本額の増加。

状況によっては、例えば、リスクが非常に深刻または回復不可能である場合には、排除が適切となり得る。しかし、そのような決定を下す際には、排除慣行の潜在的な影響も考慮に入れるべきである。例を挙げると、排除によって、高リスクのセクターで事業を行っている企業にとって、適切なデュー・ディリジェンスを適用している企業であっても、グローバルな金融システムへのアクセスが制限される可能性がある。これにより金融排除が拡大し、規制がより緩い代替的な資金調達手段につながり、透明性が低下し、金融犯罪を含むあらゆるリスクにこれらの企業がさらされる可能性がある。包括的禁止は、高リスクのセクターにおける基準を引き上げる機会を逃すことになる可能性もある。銀行等は、排除を決定する前に顧客がリスクに対処することが可能か否かを理解するために、高リスクの状況に関連する見込み顧客または既存の顧客およびその他の関連するステークホルダーとのエンゲージメントを行うことを奨励される。

企業融資取引の場合には、顧客との間で継続している関係の銀行による終了は、重大な契約違反が生じたときにのみ可能となる場合が多い。一部の企業融資取引では、銀行等がローンの流通市場でその持分を売却することができる場合もあるが、状況によっては、当該売却に関する顧客からの承認が要求される可能性もある。影響が深刻である場合および／または銀行が影響を助長した場合には、例えば、顧客が影響を受けたステークホルダーまたは権利保有者に是正措置を提供することを奨励することを通じて、影響を軽減または是正するための追加的手段が必要となる可能性がある。

³⁶ OECD 多国籍企業行動指針（2011 年）、一般方針に関する注釈第 22 項。

顧客との関係の解消が適切な対応であるかどうかを判断する際に考慮すべき追加的な要因を挙げると、次のとおりである：顧客に対する銀行のレバレッジ、影響の深刻性、顧客との関係を終了することによって負の影響がもたらされるか否か、および、銀行にとって顧客との関係がどの程度重要であるか。

顧客がそのコミットメントを達成しない場合、または RBC 課題にさらに従事する意思を有しない場合に関する方針とプロセスを確立することによって、顧客との関係の解消を容易にすることができる。この方針とプロセスでは、以下の全ての事項を定めることが考えられる。

- 状況の評価と判断の指針となる原則（関係の終了または停止の可能性の評価のトリガーとなる基準を含む。）
- 関係を終了する際の考慮事項、すなわち、関係解消がもたらす影響について、つまり、より大きな損害を生じさせないことを優先する。
- 委員会への問題のエスカレーションなど内部で実施される管理と運用のプロセス
- 関係を停止または終了する場合、およびビジネス上の関係を再開する場合に遵守すべきタイムライン
- ビジネス上の関係の再開を評価する際に参照される基準および原則

契約条項または取引の性質のために終了が可能でないこともあり得る。この関係で、銀行等が、顧客との間の契約条件を決定する段階で、負の影響の原因となっている顧客との関係を終了することが可能になる状況について検討することが重要である。

負の影響の原因となり、またはそれを助長していることが特定された顧客とのビジネス上の関係を、追加的な金融商品とサービスの提供によって継続することは、銀行にとっての社会的評価のリスク、または潜在的な財務リスクをもたらす可能性もある³⁷。銀行等が、負の影響の原因となり、またはそれを助長している顧客とのビジネス上の関係を継続することを決定した場合には、そのデュー・ディリジェンスのプロセスを追跡する努力の一部として、当該状況の内部報告を行うべきである。（「手段 4：実施状況および結果を追跡調査する」を参照）。銀行等は、例えば、知識データベースの維持を通じて顧客の監視を継続し、状況が変化した場合、または MNE 指針の全ての勧告に体系的に対応する銀行の長期的戦略の一部として、その決定を再検討すべきである。こうした状況では、顧客の秘密の保持に関連する法的義務の点で可能な場合には、ビジネス上の関係を維持するというその決定、この決定がどのようにその RBC 方針と優先事項に合致するか、影響を軽減する目的でレバレッジを適用するためにどのような措置を講じているか、および今後どのように顧客の監視を継続するかについて公に説明することが銀行等の利益になる可能性がある。

³⁷ 国連指導原則、指導原則 19、注釈。「負の影響が継続し、企業が取引関係を維持している限りにおいて、その企業は、影響を軽減するための継続的な努力をしていることを証明できるようにしているべきであり、取引関係を継続することがもたらす結果—評判、財政上または法律上の結果—を受け入れる覚悟をすべきである。」。

手段 4 : 実施状況および結果を追跡調査する

4.1.企業によるデュー・ディリジェンス活動、すなわち、負の影響の特定、防止、軽減および適切な場合は是正の支援を行うための措置の実施状況および有効性を、ビジネス上の関係先を含め、追跡調査する。追跡調査により得られた教訓を、今後のデュー・ディリジェンスのプロセスを改善するために利用する。

銀行等の 具体的行動	<p>顧客による RBC のコミットメントの実施を追跡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● RBC リスクの特性に基づいて、特定の問題に関する定期的報告を行うこと、または顧客がどのようにその RBC のコミットメントもしくは方針を遵守しているかを説明することを顧客に要求し、これらの報告を評価する。 ● 特定の高リスクの事例では、高リスクの顧客に関する RBC 方針および/または要件の遵守の第三者によるレビューが銀行に代わって行われることを要求する。 ● 年次与信レビューまたは KYC レビューなどの既存のプロセスを基礎にして、顧客の RBC パフォーマンスを追跡する。 <p>RBC に関する方針または銀行が RBC 課題に関して行ったその他のコミットメントに照らして自行のパフォーマンスを追跡する。</p> <p>デュー・ディリジェンスのプロセスを改善するために調査結果への対応を行う (例:見落とされていた実際のまたは潜在的な影響を特定する活動に統合化すること、成果に基づいてエンゲージメント戦略を修正すること等)。</p>
---------------	--

銀行は、顧客による RBC コミットメントの実施をどのように追跡することができるか

追跡には、何よりもまず、特定された負の影響への対応が効果的に行われたか否かを評価することが含まれる。顧客が影響に関係しており、防止および軽減に関して高い優先順位を付けられている場合には、銀行は、これらの影響への対処が行われることを確保するために、顧客の対応の追跡も実施すべきである³⁸。

一般企業融資取引については、銀行等は、顧客の RBC リスク特性を基に、事前に設定されたパラメータとタイムラインに従って特定の問題に関する定期的な報告を行うこと、または顧客がどのようにその RBC のコミットメントもしくは方針を遵守しているかを説明することを顧客に要求することができる。自行の洞察と第三者情報 (例: 専門的なコンサルティング会社、格付け機関、市民社会組織などの独立した第三者が作成した報告書、または専門的なデータプロバイダーが提供するモニタリングサービス) に照らして顧客の報告を確認することもできる。

加えて、一般企業融資取引については、銀行等は既存のプロセスを基礎にすることができる。これらのプロセスには、コンプライアンス部門が同様に年 1 回実施している場合がある年次与信レビューまたは KYC レビューが含まれる。これら両方のプロセスに関して、顧客の RBC のコミットメントを追跡する機会が存在すると思われる。

³⁸ OECD (2018 年) 「責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」 附属書 Q4 を参照。

ビジネス上の関係が正式に終了した後に顧客に関する情報を収集することは困難な場合があるため、銀行の顧客との関係の継続期間が追跡活動に影響を与える可能性がある。顧客が銀行と定期的取引を行っている場合には、銀行は、顧客の RBC コミットメント／管理システムの開発の進捗状況を長期的に確認することができる。

適切な定性的および定量的指標を確立することは、追跡活動に役立つと思われる。特定された負の影響への対応が効果的に行われてきたか否かを評価するための潜在的な指標には、以下のものが含まれ得る。

- 顧客が計画されたタイムラインに従って実施した合意済みのアクション事項の割合／数
- ステークホルダーによって、および苦情処理の仕組みを通じて提起され、顧客が対応した問題の割合／数
- 負の影響に関連する実際の変化（例：顧客の炭素排出率の時系列での変化）

銀行は、そのデュー・ディリジェンス活動の実施状況および有効性をどのように追跡することができるか

銀行は、特定された負の影響にどのように銀行が対応したか、および自らのデュー・ディリジェンスのプロセスの有効性に関して、自行のパフォーマンスを追跡することができる。

デュー・ディリジェンスのパフォーマンスを測定するための潜在的な指標には、以下のものが含まれ得る。

- ポートフォリオの中で RBC リスクに関する評価が行われた顧客の割合／数
- 厳格な特定が始動されたポートフォリオの中で厳格な特定を経た顧客の割合／数
- 実際のまたは潜在的な影響に関連しており、銀行が防止および／または軽減のためにレバレッジの適用を試みた顧客の割合、ならびに、レバレッジを行使する活動に関連して成功を収めた結果の率
- ポートフォリオの中の銀行の顧客の RBC 監視に基づき特定された負の影響の再発率
- 銀行が自ら苦情処理の仕組みを設立し、または苦情処理の仕組みに参加している場合には、苦情処理の仕組みを通じて提起された問題の数と種類、および銀行の対応の有効性（苦情件数の増加自体は必ずしも影響件数の増加を示すものではなく、仕組みの利用しやすさの向上に起因する可能性があることに注意する必要がある。）
- 負の影響に関連する実際の変化（上記を参照）。

加えて、RBC リスク管理に関連する結果の向上をもたらす可能性が高い慣行、または行動の変化を測定することも有用だと思われる。例えば、案件チームの資金提供の意思決定において RBC リスクがどのように考慮されたかを、案件チームが積極的に ESR チームの助言を求めた回数を通じて追跡する。

銀行等は追跡活動の結果にどのように対応すべきか

得られた教訓は、将来のプロセスと成果を改善するために、銀行のデュー・ディリジェンスのプロセスに反映されるべきである。例を挙げると、過去のデュー・ディリジェンスのプロセスで見落とされた可能性がある負の影響やリスクを特定し、将来のリスクの識別と軽減のプロセスに含めることができる。

追跡によって、銀行が導入したシステムが、企業が自らの活動およびそのポートフォリオ全体における負の影響を回避し、負の影響に対処することを効果的に可能にしているか否か、またはより効果的なものとするためにシステムを変更する余地があるか否かに関する理解が銀行にもたらされる。銀行のデュー・ディリジェンスのプロセスまたはアプローチが効果的でない場合には、その原因を理解するための内部評価が有益だと思われる。デュー・ディリジェンスのプロセスに関与している職員およびこのプロセスの関連する外部ステークホルダーとの協議が役立つ可能性がある。

上級者による追跡の監視の確立も、得られた教訓が考慮され、デュー・ディリジェンスのシステムの継続的な改善が可能になることを確保するのに役立つ。

手段 5 : 影響にどのように対処したかを伝える

5.1. デュー・ディリジェンスの方針、プロセスおよび実際のまたは潜在的な負の影響を特定し対処するために行った活動について、適切な情報を、それらの活動から発見された調査結果や成果を含め、外部に伝える。

銀行等の 具体的行動

以下の事柄を公に伝える。

- 人権を尊重するという銀行のコミットメントを表明したポリシーステートメントを含む RBC 方針
- 経営システムに RBC 方針を組み込むために講じた措置に関する情報を含む方針の実施
- 重大なリスクおよび重大な負の影響が特定され、優先順位が付けられ、評価された分野、および優先順位付けの基準（顧客ポートフォリオや事業分野のレベル）
- 厳格なデュー・ディリジェンスが適用された事例の数
- 実際のまたは潜在的な RBC の負の影響を防止および軽減するための努力（顧客ポートフォリオや事業分野のレベル）、または、関連する是正措置における協力
- 今後の RBC の計画と目標（顧客ポートフォリオや事業分野のレベル）

銀行が人権に対する影響を助長した場合には、具体的な人権に対する影響への銀行等の対応の適切性を証明するのに十分な情報を、影響を受けた権利保有者に提供する。

銀行はどのように公に伝えることができるか

情報公開には、銀行の RBC 方針と、方針および経営システムに RBC を組み込むために講じた措置に関する情報を含めるべきである。この開示には、重大なリスクがある銀行の一般的分野と特定され、優先順位が付けられ、評価された重大な負の影響またはリスク、優先順位付けの基準の説明、ならびにこれらのリスクおよび影響への対処がどのように行われたか、または行われているかも含めるべきである。

銀行等は、一般の人々が関連情報に容易にアクセスすることが可能であることを条件に、デュー・ディリジェンスに関する外部公表の形式を選択することができる。コミュニケーションは、銀行のウェブサイトで行うことが可能な、持続可能性または企業の責任に関

する年次報告書の形式によることが多いと考えられる。デュー・ディリジェンスに関する外部公表は、その他の形式の開示に綴じ込むこともできる。一部の法域または証券取引所が、RBC リスク、課題またはデュー・ディリジェンスに関する特別な報告要件を定めている場合がある。銀行等は、現地の報告要件への対応を確保するとともに、本書で説明されている影響への対処がどのように行われているかについても伝えるよう努力すべきである。このことは、現地の規則の下で求められるものを超える追加的情報の提供を意味する可能性が高い。

加えて、より標準化された比較可能な報告を促進するために、銀行等は、Global Reporting Initiative (GRI) が策定したものなどの広く認められている報告の枠組みに則して公に伝える努力を払うこともできる³⁹。

証券引受の場面では、銀行は、株式および債券の発行のための目論見書およびマーケティング用資料に、上記の具体的行動の部分に記載された情報の概要を含めることを、顧客に奨励することができる。

銀行等が透明性を促進する方向に進むことが奨励される。銀行等の顧客に関連する社会環境影響についての銀行等による情報公開は、実際にはこれまで非常に限られてきた。最近では、一部の銀行等が最も重大な影響と、銀行等がそれに対処するために特定の顧客にどのようにレバレッジを行使したかの例の報告を含む、より充実した情報開示を、このような情報を報告することに対して顧客の許可を求めた上で始めている。

銀行は影響を受けたステークホルダーとの間でどのように伝えることができるか

銀行等は、その顧客にステークホルダーとの直接のエンゲージメントを奨励すべきである。銀行が負の影響を助長した場合またはその可能性がある場合には、銀行は、影響を受けた、または影響を受ける可能性のある権利保有者と連絡を取る準備を整えるべきである。

この場合に、銀行等は、問題の顧客と協力してコミュニケーションを行うことが最善だと考えることが多いと思われる。このコミュニケーションは、時宜を得て、文化に配慮したアクセスしやすい方法で行われるべきである。情報へのアクセスのしやすさは、情報が物理的にアクセスしやすいだけでなく、理解が容易であり、かつ意図された人がそれに気づき、効果的にそれを利用できることを最も確実にする時点、形式、言語および場所で開示されることも意味する。そのような情報は、必要に応じて書面ではなく対話を通じたコミュニケーションによることができる。この情報は、「関与した特定の人権への影響事例への企業の対応の適切性を証明するのに十分」であり、「影響を受けたステークホルダー、従業員、そして商取引上の秘密を守るための正当な要求にリスクをもたらさない」ものであるべきである⁴⁰。この点で、銀行等は、影響を受けた権利保有者と適切な方法でコミュニケーションを行うことを支援する現地の専門知識および助言を得ることが有益だと考えるかもしれない。

伝える際にどのように顧客の秘密の保持に関する懸念に対処することができるか

銀行が集計または匿名化した方法で情報を伝える場合には、顧客の秘密保持は、デュー・ディリジェンスに関する外部公表を禁止する事由にならないはずである。銀行等は、情報を集約または匿名化する場合であっても、顧客の秘密の詳細を不注意に漏洩しないことを確保するために注意を払うべきである。例えば、銀行は顧客ポートフォリオまたは事業分野のレ

³⁹ GRI は最近、責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスの勧告に沿って人権に関する開示の枠組みを改訂した。

⁴⁰ UN (2011) 「ビジネスと人権に関する国連指導原則 (2011 年)」、原則 21、注釈。

ベルで報告することができる。近年、一部の銀行等は、集計した報告からさらに進んで、特定の顧客の同意を得た上で当該の特定の顧客との間のエンゲージメント活動に関する報告、または資金提供の条件として当該同意を得ている場合に、当該銀行のポートフォリオの一部を構成する顧客の名称の公表を行っている。

手段 6 : 適切な場合は是正措置を行う、または是正のために協力する

6.1. 企業が実際に負の影響の原因となったり助長したりしたことが判明した場合には、是正措置を行うまたは是正のために協力することにより、これらの負の影響に対処する。

6.2. 適切である場合には、影響を受けたステークホルダーおよび権利保有者が苦情を申し立て、企業に対処を求めることのできる正当性のある是正措置の仕組みを提供するか、その仕組みに協力する。とりわけ、負の影響の申し立てについて、企業が負の影響の原因となったか否か、助長したか否か、または実施される是正措置の性質および範囲について見解の不一致がある場合、正当な是正措置の仕組みに委ねることにより、状況の解決に役立つ場合がある。

銀行等の 具体的行動	顧客が負の影響の原因となり、またはそれを助長した場合には、顧客が是正措置を講じ、または是正措置に協力することを促すためにレバレッジの行使を図る。
	銀行が負の影響の原因となり、またはそれを助長した場合には、是正措置を講じ、または是正のために協力する
	銀行レベルの苦情処理の仕組みを設立すること、および／または顧客、業界のイニシアティブ等によって設立された苦情処理の仕組みに参加することによって、是正措置へのアクセスを可能にする。

銀行はどのような場合に是正措置を講じ、または是正措置に貢献すべきか

銀行が影響を助長していなくても、影響が銀行の商品またはサービスと直接結びついている場合、銀行は是正措置を講じる責任を負わない。その責任は、負の影響の原因となった顧客にある。これらの状況では、銀行は、その顧客が影響の是正措置を講じ、または是正措置に協力することを促す努力を払うべきである。銀行は、適切な場合には、将来的に顧客関係に関連する類似した実際の、または潜在的な影響を積極的に特定するようにするため、自行のデュー・ディリジェンスのプロセスを強化することが可能な方法を特定する目的で、影響を受けたステークホルダー／権利保有者との間の対話または調停のプロセスに参加することもできる。

銀行がその顧客との関係やその他のビジネスパートナーを通じて負の影響を助長したことを認識した場合、その関与に見合った方法で、当該影響の是正措置を講じるか、是正措置に協力すべきである⁴¹。銀行は、顧客が自身の寄与に照らして適切な是正措置を講じることも積極的に奨励すべきである。（「手段 3 : 負の影響を停止する、防止するおよび軽減する」を参照）。顧客に是正措置を講じる意思がない場合でも、銀行は依然として是正措置を講じ、または是正措置に協力すべきである。

⁴¹ MNE 指針の下での責任の帰属、ひいては是正の責任は、国内法によって概ね定義されている法的責任および執行の問題とは別のものである。

ただし、是正は、顧客にとっての責任回避の逆のインセンティブを生じさせないように行われるべきである⁴²。

銀行がその顧客との関係やその他のビジネスパートナーを通じて負の影響を助長したか否かに関して銀行とステークホルダーの意見が一致しない場合に、正当な苦情処理の仕組みは、解決策に到達するための場をもたらすことができる。

どのような種類の是正措置が重要か

適切な是正措置の種類または組み合わせは、負の影響の性質と程度および影響を受けたステークホルダーの見解に依存する。これには、謝罪、地位復帰、被害回復、金銭的または非金銭的な補償、懲罰的制裁、または（デュー・ディリジェンスのプロセスの改善などの）将来の負の影響を防止するための措置の実施など⁴³、様々な異なる形式が含まれ得る。（被害が他の正当なプロセスを通じて是正されている場合であっても、銀行は、1または複数のこれらの形式の是正措置を提供することが適切か否かを検討することができる。例えば、類似する負の影響が再発しないことを確保するために、銀行が発生した被害を認め、そのプロセスを改善する努力を示すことが重要であるかもしれない⁴⁴。是正措置への協力は、影響を受けたステークホルダーに銀行が金銭的補償を提供することが期待されることを必ずしも意味しないが、場合によっては金銭的補償が適切となり得る。

銀行等は是正を可能にするためにどのようなプロセスを用いることができるか

銀行等は、是正を可能にするために様々なプロセスを用いることができる。正当な是正の仕組みには、企業に関連する負の影響に関する苦情を提起し、是正を求めることが可能な国による、または国によらないプロセスを含めることができる。加えて、法律外の仕組みも是正をもたらすために効果的となる可能性がある。（ボックス 2.6 およびボックス 2.7 を参照）。

ボックス 2.6. 可能性のある正当な是正の仕組みの例

起訴、訴訟および仲裁等の**法的なプロセス**は、救済を可能にする国によるプロセスの一般的な例である。

政府の専門機関、消費者保護機関、規制監視組織、環境保護機関等の**国による非司法手続きの仕組み**。

OECD 多国籍企業行動指針にある**各国連絡窓口（NCP）**は国による非司法手続きの仕組みであり、これによって具体的な事例における多国籍企業行動指針の実施に関する問題を提起できる（ボックス 2.7 を参照）。

事業レベルの苦情処理の仕組みであって、正当性、アクセス可能性、予測可能性、公平性、多国籍企業行動指針との適合性、透明性および対話に基づくといった主要な基準と一致するもの。この用語は、銀行が単独または他のステークホルダーと共同で設立する苦情処理の仕組み、および銀行の顧客または資金提供を受けたプロジェクトが設ける苦情処理の仕組みをカバーするように、広義に理解されるべきである（表 2.1 を参照）。

⁴² 同上。

⁴³ OECD (2018) 「責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」 第 II 部 6.1(b)。

⁴⁴ OHCHR (2017) 「銀行セクターの場面におけるビジネスと人権に関する国連指導原則の適用についての BankTrack からの助言の要請への OHCHR の回答」

(<https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/InterpretationGuidingPrinciples.pdf>) 。

企業と国際的な労働組合との間の**グローバル枠組み協定**、マルチステークホルダーの苦情処理の仕組み、地域社会の苦情処理の仕組み、労働協約および企業のサプライチェーンの苦情処理の仕組みは全て、是正を可能とし得る、国によらないプロセスの例である。

出所：OECD (2018)「責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」。

顧客が是正措置を講じているか、あるいは正当な仕組みを通じて責任を問われている場合に、銀行は通常、そのプロセスに従うことが適切となる⁴⁵。これは特に、並行して行われる是正のプロセスが他の正当なプロセスを弱体化させる可能性がある場合です⁴⁶。他の是正プロセスに委ねることは、銀行の責任の制限を意味するものではない。しかし、説明責任および合理性の理由から、負の影響に最も直接的に関与した企業が、是正措置を講じる第一義的な責任を負うべきである⁴⁷。

ただし、銀行等は、直面している事例の特別なニーズによっては、複数の苦情処理プロセスに参加することを決定することができる。個々の苦情処理の仕組みは、是正にアクセスするための相互に排他的な選択肢とみなされるべきではない。例えば、ステークホルダーは、様々な形式の是正（すなわち、金銭的補償、制裁、謝罪または是正活動）を求めることができ、したがって、これらの是正を求めるための様々なプラットフォームにアクセスする選択を行うことができる。

銀行等が苦情処理の仕組みを設立する必要があるか

銀行等は、苦情が生じた場合にその時点で効果的に対応するための（独自のまたは参加している）仕組みを有することを期待される。この関係で、銀行等は、独自の苦情処理の仕組みを設立することを選択することも、他の企業によって、または他の企業と共同で設けられる仕組み（例：将来設立される可能性のある銀行セクターのイニシアティブ⁴⁸または他のセクターもしくは組織によって設立された仕組み⁴⁹）に参加することもできる。

これらの仕組みは、個々の顧客に固有のものであること、または銀行が資金を提供している具体的な事業のレベルで設立されることは期待されないが、銀行等は、その顧客またはその他の当事者によってこのレベルで設けられる正当な苦情処理の仕組みに参加することもできる。

⁴⁵ 同上。

⁴⁶ 同上。

⁴⁷ 同上。

⁴⁸ 大半の商業銀行は苦情処理の仕組みを設立していないが、開発銀行からインスピレーションを得ることができる。例えば、オランダの開発銀行である FMO (Independent Complaints Mechanism)、ドイツの開発金融機関である DEG および PROPARCO (Groupe Agence Française de Développement) が設立した Independent Complaints Mechanism (<https://www.fmo.nl/independent-complaints-mechanism>)、ならびに、IFC の Compliance Advisory Ombudsman (CAO) (<http://www.caombudsman.org/cases/>)。

⁴⁹ 例えば、持続可能なパーム油のための円卓会議 (RSPO)。

苦情処理の仕組みは、あらゆる種類の懸念と苦情を受け付けることが可能であるべきだが、あらゆる種類の問題の是正措置をもたらすように設計される必要はない。この点については、例えばその重大性に基づいて、苦情の一部を外部のプロセスに付託することができる。

是正措置は、苦情処理の仕組みが果たすべき役割の 1 つに過ぎない。銀行が負の影響に関与した場合、苦情処理の仕組みは、銀行のデュー・ディリジェンスのプロセスを強化するための勧告にもつながりうる。銀行が特定の問題に対する警戒態勢をとるための早期警報またはフィードバックの仕組みの役割を果たすこともできる。

苦情処理の仕組みには、特定の特徴が反映されるべきである。ビジネスと人権に関する国連指導原則に含まれている非司法的な苦情処理の仕組みの有効性の基準が、重要な参照点を提供している（詳しくは以下の表 2.1 を参照）⁵⁰。

表 2.1. 非司法的な苦情処理の仕組みの有効性の基準

正当性がある	信頼されている 説明責任が存在する
アクセスすることができる	認知されている アクセスポイントの多様性 障壁を克服するための支援
予測可能である	明確な手続き 明確な所要期間
公平である	情報源、助言および専門知識への正当なアクセス 公正な処遇
透明であること	当事者に事案の進捗情報を継続的に知らせる 信頼を築くためにプロセスに関する情報を提供する
権利に矛盾しない	結果および救済は、国際的に認められた権利に適合しなければならない 法的手段への予断を許さない
継続的学習	(i) 仕組みを改善し、(ii) 今後の被害を防止するための教訓の特定
エンゲージメント および対話に基づく	設計とパフォーマンスについて「利用者」（内部の利用者を含む。）と協議する ¹

出所：「A Guide to Designing and Implementing Grievance Mechanisms for Development Projects, The Office of the Compliance Advisor/Ombudsman（コンプライアンス・アドバイザー・オンブズマン室「開発プロジェクトに関する苦情処理の仕組みの設計と実施に関するガイド」）。ビジネスと人権に関する国連指導原則に含まれている非司法的な苦情処理の仕組みの有効性の基準を取り入れている。

銀行セクターを含めて、効果的な苦情処理の仕組みの策定に関する様々なリソースが存在する⁵¹。銀行等が、個々の、または協働の苦情処理の仕組みを評価または設計する際、上記の有効性の基準が適切に反映されることを確保するために、既存のリソース、専門家および関連する権利保有者に相談することが奨励される。

⁵⁰ ビジネスと人権に関する国連指導原則（2011年）第 B 節段落 31

（www.ohchr.org/documents/publications/GuidingprinciplesBusinesshr_en.pdf）を参照。

⁵¹ 例えば、OHCHR（2017）、Banktrack and Oxfam Australia（2018）「Developing Effective Grievance Mechanisms In The Banking Sector（銀行セクターにおける効果的な苦情処理の仕組みの策定）」

（https://www.banktrack.org/download/developing_effective_grievance_mechanisms_in_the_banking_sector/2018_pa_002_bank_report_faweb2_3.pdf）、Shift「Remediation, Grievance Mechanisms and the Corporate Responsibility to Respect Human Rights, Workshop Report, May 2014」（「ワークショップ報告書「是正、苦情処理の仕組みおよび人権尊重に関する企業の責任」、2014年5月）

（https://shiftproject.org/wp-content/uploads/2014/05/Shift_remediationUNGPs_2014.pdf）。

ボックス 2.7. NCP の個別事例手続き：期待すべき事項

OECD 多国籍企業行動指針には、各国連絡窓口（NCP）による非司法手続の苦情処理の仕組みが設置されている。NCP は、国際投資と多国籍企業に関する OECD 宣言の参加国によって設立され、普及活動への取り組み、照会処理および多国籍企業行動指針の実施に関して発生する個別事例の問題の解決に寄与することにより、多国籍企業行動指針の効果を強化する役割が与えられている*。

全ての個人や組織は、企業に対する個別事例（事件）を、その企業が事業を行う、または本社を置く国の NCP に持ち込むことができ、それは、その企業の世界中の事業を対象とすることができる。NCP は、仲介または調停等、当事者による問題の処理を支援するための合意に基づく、非敵対的手段の利用を提案している。

それぞれの個別事例の手続きは、申立ての初期評価によって開始する。NCP は、この評価の一部として、提起された問題に関する関係企業のインプットまたはフィードバックを得るために、関係企業に連絡することができる。個別事例の手続きに関する銀行等は、この段階で、申立てにおいて提起された問題を理解し、それに対応する最初の機会を有することになる。

一部の NCP は、個別事例の当事者名およびその事実と状況を記述した初期評価声明を公表しているが、そうしない NCP もある。申立てが初期評価後にさらに調査するために受理された場合には、NCP は、当事者間で合意に達することを目的とする非公開手続きによる調停を当事者に提案する。この手続きを通じて、当事者はそれぞれの見解を交換し、説明する機会を与えられる。この手続きでは、NCP を調停役として当事者間で 1 回または数回の会合が開かれることがある。専門の調停機関を利用する NCP もある。

個別事例手続きは、NCP による最終声明または報告で完了する。

NCP が提起された問題は、更なる検討に値しないと決定する場合は、少なくとも提起された問題および NCP の決定に至った理由の記述が声明に含まれる。

当事者が合意に至った場合は、少なくとも、提起された問題、NCP が当事者支援のためにとった手続およびいつ合意に至ったかが声明に記述される。声明には、合意内容に関する情報が、当事者が合意した場合に限り合意した範囲内で含まれる。

合意に至らなかった場合、または当事者の一方が手続きに参加しようとしなかった場合は、少なくとも、提起された問題、当該問題が更なる検討に値すると NCP が決定した理由、NCP が当事者支援のためにとった手続きが記述される。適当な場合には、合意に達することができなかった理由も声明に含め得る。

NCP は、適当な場合には、OECD 多国籍企業行動指針の実施に関する勧告を行うことができ、この勧告は最終声明に含めるべきであり、この勧告への当事者の対応に関して当事者との間でフォローアップを行うことができる。

多くの NCP は、最終声明が公表される前に個別事例の当事者がこれを精査し、意見を述べることを許可する。

* 個別事例は、多国籍企業行動指針で使用される用語であり、その実施に関して発生する実務上の問題を表す。

銀行は、顧客の秘密を保持する義務を遵守しつつ、どのように是正の仕組みに協力することができるか

銀行等が顧客の活動に関連する被害に関して設立する苦情処理の仕組みは、銀行が資金を提供している企業をステークホルダーが知らなければ、ステークホルダーにとってアクセス可能にならない。1つのアプローチは、一部の銀行等がエクエーター原則に該当する取引に関して既に資金提供の条件として行っているように、慣行上の問題として顧客名の公表に対する同意を求めることである。ステークホルダーが、問題の顧客に資金を提供している銀行等との間で是正プロセスを進めることを希望する場合には秘密保持規定の例外に同意することを、顧客に求めることもできる。

アクセスしやすいものにするために、銀行等が設立した、または参加している苦情処理の仕組みに関する情報を、銀行等が開示することが重要である。銀行等は、影響を受けたステークホルダーに可能性のある是正への道筋に関する情報を提供するために、顧客も同様に言うことを奨励すべきである。

結論

銀行等は、世界の産業全体にわたって資金へのアクセスを提供する重要な役割を担っている。デュー・ディリジェンスの実施はリスク管理の重要な側面であり、責任ある持続可能なビジネス慣行を可能にするのに役立つ。プラスの影響に貢献することに加えて、銀行等が投資または融資する企業が原因となった負の環境や社会への影響と銀行等の関係が、ますます注視されている。デュー・ディリジェンスのプロセスは、銀行等が、責任をもって行動していることを知ることと、投資家、顧客およびより広く一般の人々に示すことの両方に役立つ。

本書は、銀行等が企業融資と証券引受の取引の場面でどのようにデュー・ディリジェンスのプロセスを実施することができるかについて、概要を説明することを試みた。これまで、銀行セクターにおける環境・社会リスクの管理プロセスでは、プロジェクトファイナンス取引に焦点が置かれる場合が多かったが、一般企業融資と引受の取引が、銀行等による資金提供活動の大半を占めている。本書で提示された勧告は、銀行等がそのポートフォリオに関連する負の影響に効果的に対処することを確保するために、銀行等がその RBC リスク管理のプロセスを強化し、拡大するのに役立つと考えられる。

情報へのアクセスの向上、標準融資契約への RBC 条項の包含の促進、および銀行等のための協働的な苦情処理の仕組みの開発などのさらなるイノベーションは、銀行等のデュー・ディリジェンスのプロセスを促進する上で有益である。この点で、銀行等、政策立案者および市民社会が協力して、必要なツールを開発し、課題に立ち向かい、このセクターにおける基準とパフォーマンスをより広く向上させることが奨励される。

附属書 A. 用語

MNE 指針には、一般企業融資と証券引受の場面でも一般的に使用される用語が含まれている。しかし、MNE 指針に関するこれらの共通の用語の意味と適用は、これらの取引の場面におけるものとは異なっている。最も端的には、MNE 指針の下での中心的な期待事項である「デュー・ディリジェンス」という用語は、金融セクターとその他のセクターの両方における共通の「専門用語」だが、その意味は MNE 指針におけるものとは異なる。理解を促進するために、OECD 多国籍企業行動指針と銀行業務の場面における関連用語の異なる意味を次のリストに示す。

リスク	
OECD 多国籍 企業行動指針で の用法	<p>❖ MNE 指針の意味における「リスク」とは、MNE 指針が対象とするすべての事項（例：情報開示、人権、雇用および労使関係、環境、贈賄、贈賄要求および金品の強要の防止、ならびに、消費者利益）に関する実際のまたは潜在的な「負の影響」の存在を意味する⁵²。</p> <p>財務リスクではなく、MNE 指針の勧告が尊重されない場合における負の影響のリスク（例：労働者または公衆の健康および安全、生活に対する悪影響等）を意味する。</p>
銀行等の一般的 用法	<p>❖ 銀行等にとっての「リスク」は、顧客と銀行等自体が直面する潜在的な損害を意味する。これらの影響は主に金銭的であり、顧客の債務返済能力がどのように影響を受けるかに関係している。リスクは、銀行による規制の不遵守のリスクに関連する場合もある。しかし、こういったリスクは一般に、銀行等に対する金銭的な悪影響とも関連している。</p> <p>責任ある企業行動（RBC）課題の影響を受け得る典型的なリスクの分類：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 信用リスク：顧客またはカウンターパーティがその契約上の義務を履行しないことに由来する損失のリスク。 - 市場リスク：資産（すなわち投資）の価値が市場要因の変化に起因して低下した場合にもたらされる損失のリスク。 - コンプライアンスリスク：規制上の罰金または制裁（業務の制限または停止を含む。）をもたらす可能性のあるルール、規則、法律、会計基準または地域もしくは国際的なベスト・プラクティスの不遵守に起因するリスク。 - 責任リスク：銀行または銀行に代わって行為する者が法律により課され、または契約に基づいて引き受けた義務、責任または職務を履行しなかった場合に法的請求に直面することによってもたらされるリスク。 - 社会的評価のリスク：銀行の行動と事業上の決定に関してそのステークホルダーが議論を招く認識を抱くことに起因する銀行の名声上のリスク。 - 環境・社会リスク：環境と社会に関する顧客のパフォーマンスの悪さに起因する損失のリスク。この要因は、社会的評価のリスクまたはコンプライアンスにも反映される可能性がある。
用法の違いと本 書での運用	<p>リスクに関するこれら2つの理解の主な違いは、それぞれが言及する影響の性質である。OECD 多国籍企業行動指針では、幅広く銀行にとっての外的リスク、すなわち負の影響のリスク（例：人権、労働および環境に対する負の影響のリスク）を意味する。一般企業融資と引受の取引の場面では、銀行または銀行の顧客に対する内部の影響のリスクを意味する。</p> <p>➡ 明瞭にするため付言すると、本書は MNE 指針の下で理解されている「リスク」に言及している。このリスクは、関係する企業にとって（負または正の）金銭的影響も有する可能性があるため、場合によっては「RBC リスク」は財務リスクでもある。</p>

⁵² 本書は、MNE 指針の人権、雇用と環境に関する章に関連するリスクに主に焦点を当てている。「対象範囲」の部分参照。

デュー・ディリジェンス	
OECD 多国籍 企業行動指針で の用法	<p>⊛ 「デュー・ディリジェンス」とは、企業が、事業上の意思決定およびリスク管理システムの不可欠な部分として、企業の実際のおよび潜在的な負の影響を特定し、防止し軽減するとともに、これら負の影響へどのように対処するかについて説明責任を果たすプロセスです。</p> <p>状況は変化し、負の影響も同様であるため、デュー・ディリジェンスは、能動的でも受動的でもある継続的なプロセス指向の活動であり、事業、製品およびサービスのライフサイクル全体を通じて実施されるべきである。このことは、デュー・ディリジェンスが、潜在的なビジネス上の関係または取引の初期の調査に限定されるべきではなく、RBC リスクを特定し、潜在的な負の影響を防止または軽減するための体系的な手段の確立、ならびに、ビジネス上の関係および関連する事業の継続的監視も通じて、積極的に適用されるべきであることを意味する。</p> <p>デュー・ディリジェンスは、企業が負の影響に関連するその行動を「認識し、示す (know and show) 」ことができることを確保するためのプロセスであるため、RBC の重要な側面である。</p>
銀行等の一般的 用法	<p>⊛ 銀行等にとっての「デュー・ディリジェンス」は、一般的に、取引から生じる可能性のあるリスクを特定するために当該取引が行われる前に実施されるプロセスと理解されている。</p>
用法の違いと本 書での適用	<p>MNE 指針と銀行業務の観点におけるデュー・ディリジェンスの意味の間の主な相違点は、MNE 指針の下ではデュー・ディリジェンスが継続的なプロセスである一方で、銀行業務においては特定の取引を行う前に実施されるものであることである。</p> <p>デュー・ディリジェンスは、MNE 指針の下では、問題を特定するだけでなく、問題を積極的に管理し、それについて説明責任を果たすプロセスでもある一方、銀行業務においては、取引または顧客関係を検討する際に潜在的なリスクを特定するために使用されるプロセスを意味する。</p> <p>MNE 指針の下では、デュー・ディリジェンスは RBC リスクの回避とそれへの対応を目的としている一方で、銀行業務においては顧客および銀行にとっての財務リスクを特定することを目的とする。</p> <p>⊛ 本書は、MNE 指針の下で理解されているデュー・ディリジェンスのみについて議論しており、デュー・ディリジェンスへの言及はすべて、MNE 指針の意味において、企業融資と引受の取引の場面で適用されるものと理解されるべきである。</p>

レバレッジ	
OECD 多国籍 企業行動指針で の用法	<p>❖ 「レバレッジ」とは、影響を及ぼす力を与える優位性をいう。MNE 指針の観点からは、負の影響の原因となり、またはそれを助長している他者の実務慣行に変化をもたらす企業の能力を意味する。</p> <p>企業がビジネス上の関係を通じて負の影響に直接結びついていることが判明した場合には、MNE 指針の下では、単独で、または適切な場合には他の企業と協力して、負の影響の原因となっている事業者に当該影響を防止または軽減するよう影響を及ぼすために、そのレバレッジを行使することが期待される。</p>
銀行等の一般的 用法	<p>❖ 銀行等にとっての「レバレッジ」とは、(i) 投資の潜在的リターンを高めるための金融商品または借入資本の利用、および(ii) 企業の自己資本の価額に対する負債の比率（リスクの尺度である。）を表すために使用される専門用語である。</p> <p>しかし、「レバレッジ」という言葉は、人、企業または状況に影響を及ぼす能力を表すために、より口語的な意味で用いられることもある。</p>
用法の違いと本 書での適用	<p>MNE 指針におけるレバレッジは、負の影響の原因となり、またはそれを助長している当事者の不正な実務慣行に変化をもたらすことを意図している一方、銀行業務の場面では、レバレッジは基本的に専門用語である。</p> <p>➡ 本書では、レバレッジは、MNE 指針における意味で理解されるべきである。</p>

責任ある企業行動（RBC）	
OECD 多国籍 企業行動指針で の用法	<p>❖ MNE 指針の下では、「責任ある企業行動」（RBC）とは、企業が：i) 持続可能な開発の達成を視野に入れた経済面、環境面および社会面の発展に対し、積極的な貢献をすべきであること、ならびに、ii) 自企業の活動を通じた負の影響を回避し、それに対処するとともに、ビジネス上の関係によってその事業、製品またはサービスと直接結びついている負の影響の防止または軽減を図るべきであることを意味する。</p>
銀行等の一般的 用法	<p>❖ 「環境、社会およびガバナンス」（Environmental, social, and governance : ESG）基準または「環境・社会リスク」（Environmental and social risk : ESR）は、金融機関が企業の持続可能性パフォーマンスを評価する際に使用する一連の基準を表すために、通常使用する用語である。</p> <p>環境基準は、企業が自然環境の管理人（steward）としてどのような役割を果たしているかを示すものである。社会基準は、企業が従業員、サプライヤー、顧客、および事業を行っている地域社会との関係をどのように管理しているかを調べるもので、人権や労働者の権利も含んでいる場合が多い。ガバナンスは、会社の企業統治（リーダーシップ、役員報酬、監査、内部統制、株主権）を扱っている。</p>
用法の違いと本 書での適用	<p>RBC と ESG/ESR の基準の範囲は関連している。どちらも社会的、環境的配慮に関係しているが、RBC の対象範囲の方が広く、また RBC は OECD 多国籍企業行動指針で示された基準や勧告と結びついている。ESG/ESR の基準は、RBC リスクではなく主に財務リスクを特定するために用いられる（上記参照）。</p> <p>➡ 本書は、MNE 指針で定義されている RBC について議論している。</p>

附属書 B. 銀行取引の概要：一般融資と証券引受

デュー・ディリジェンスのプロセスが個々の顧客および取引のレベルでどのように機能するかを説明する目的で、本書では、銀行が特定の種類の取引においてどのように RBC 課題に適切に対処することができるかを示すため、2つの典型的な種類の銀行取引に沿ってデュー・ディリジェンスのプロセスを考察する。本書が対象とする種類の取引は、一般融資と証券引受である。

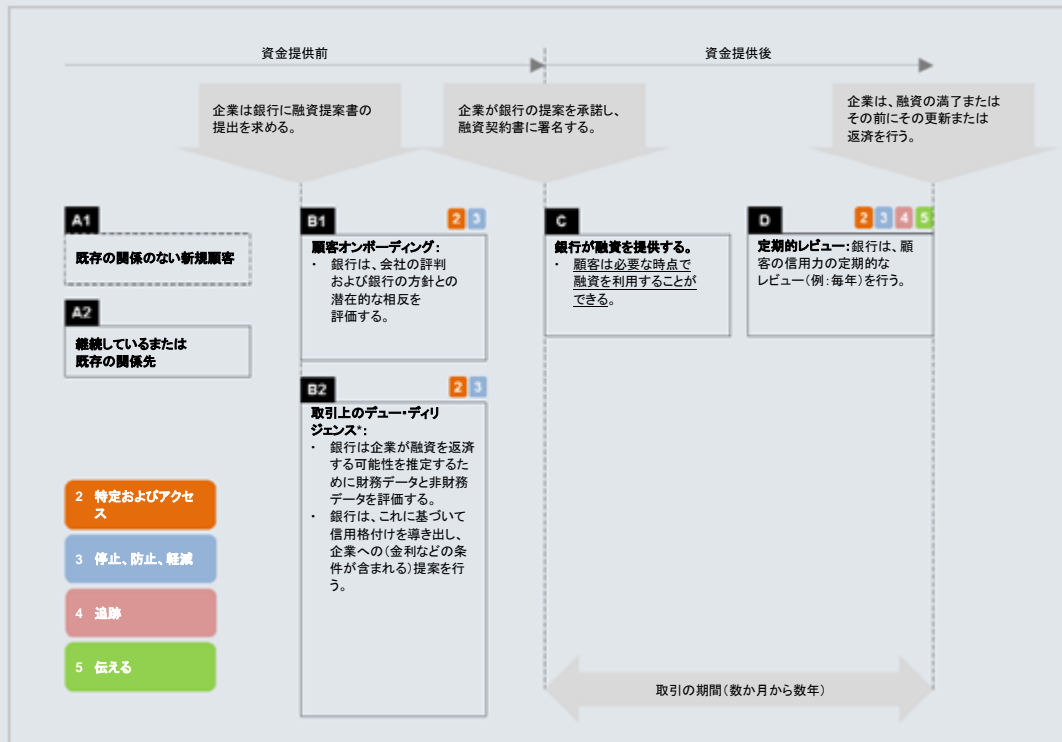
A. 一般融資

企業は、日常的な企業支出および投資などの一般的目的でしばしば資金を調達する。銀行は、通常は融資の正確な目的を知らない。商業用不動産または私有不動産が融資の担保（担保物）の役割を果たすことが多い。そうでなければ、特に、実績のある企業との間で、顧客の将来の返済能力に合わせて無担保で融資が提供される。

一般融資の提供の通常形態の1つは、シンジケートローン経由のものである。シンジケート形式の一般融資は、貸手の集団によって単一の借手に提供される。シンジケートの目的は、貸手の集団全体にリスクを分散することである。典型的には、アレンジャーまたはリードアレンジャーとして知られる1つまたは複数の銀行等が、借手との間で当該融資の条件について交渉すること（通常の場合は貸付文書の交渉を含む。）があり、借手が迅速に資金を確保することを可能にするために、最初に融資の大きな部分または全部を引き受け、その後、通常は当該融資の何らかの割合を保持する一方で、他の銀行等への当該融資のシンジケーションを行うことがある。その他の銀行等は、シンジケート参加行と呼ばれる場合が多い。アレンジャーまたはリードアレンジャーの役割は、融資契約への署名の段階で終了し、通常は、融資文書に定められた規定に従って借手とシンジケート参加行との間の連絡を行うエージェントとして、1行の銀行が任命される。

ボックス A B.1. 一般融資取引へのデュー・ディリジェンスの統合化の例

企業は、追加的なキャッシュが必要な場合には融資を受けるために銀行に打診することができる。企業の代表者は、銀行のリレーションシップマネージャーに会い、銀行が提示する意思を有する条件の提案を求める。



銀行が企業との既存の顧客関係を有していない場合 (A1) には、リレーションシップマネージャーは、企業の顧客オンボーディングのプロセスを開始する (B1)。このプロセスは、リレーションシップマネージャーまたはデュー・ディリジェンスオフィサーによって実施される。全体的な目的は、銀行等がこの企業との顧客関係を開始する意思を有するかどうかを評価することである。伝統的に、主な懸念事項は、マネーロンダリング、汚職またはその他の金融犯罪との関連性の可能性であった。

顧客オンボーディングのプロセスは、企業が結びついている可能性のある実際のまたは潜在的な RBC の負の影響を特定するために、銀行にとって理想的な瞬間でもある。銀行が顧客との関係にコミットする前にリスクを特定の方が容易である。

銀行が既に企業との間の確立されたビジネス上の関係を有する場合 (A2) には、銀行は、取引上のデュー・ディリジェンスのプロセスを開始する。この場合には、顧客アドバイザーが既に RBC 課題に関する企業のパフォーマンスについて一定の情報を有している可能性がある。そうでない場合は、顧客アドバイザーが評価を実施し、必要に応じて顧客とのエンゲージメントを行う。

セクター、地理的位置、製品別および企業リスクの要因に対する企業のエクスポージャーによって、どの程度、銀行が実際のまたは潜在的な RBC の負の影響の特定を試みるか決まる。重大な問題が特定されたときは、銀行の環境・社会リスク部門 (ESR 部門) に連絡し、デュー・ディリジェンスのプロセスの、次のステップの支援を受ける。

ESR 部門は、事業部門と協働して、顧客関係または取引に関する提案および／または決定（承認、条件付き承認または拒否）を行う。銀行のガバナンス構造によっては、融資を提供するか否かの最終決定に達するために様々な委員会が関与する場合がある。

第一段階として、銀行は、状況をより総合的に理解するために、企業との間のエンゲージメントをさらに行うことを決定する可能性がある。

実際のまたは潜在的な RBC 課題が理解された段階で、リレーションシップマネージャーは与信委員会または銀行のガバナンス構造によっては追加的な委員会に融資の申請を提出し、承認を求める。より上位のレベルの委員会への決定のエスカレーションが行われるかもしれない。与信委員会および潜在的にはその他の委員会は、融資の申請の審査を行い、全ての側面が銀行の方針の枠組みに合致するか否かを評価した後、融資の申請および対応する条件の承認、条件付き承認または拒否を行う。取引の規模によっては、与信委員会により早い段階で、例えば企業との間の初期の議論にも関与する場合がある。

リレーションシップマネージャーは、銀行の決定および提案について顧客に通知する。顧客が融資契約に署名した後、銀行が融資を提供する (C)。

通常の場合、融資は、顧客の信用力が再評価される何らかの形式の定期的なレビューを経る。このレビューは、顧客が融資契約またはその他の文書に規定されている条件を満たしているか否かを監視するためにも用いられる (D)。リレーションシップマネージャーは、このレビューの過程で、実際のまたは潜在的な RBC の負の影響が顧客と結びついているか否かも評価することができる。

融資取引は、通常、顧客が（時には他の銀行から新たな融資を受けることによって）銀行に融資を返済した時点、または、顧客が同一の銀行との間で融資を更新した時点で終了する。

B. 証券引受（投資家への有価証券の販売による資金調達）

証券引受は、通常の場合、投資銀行が、法人または政府機関などのその他の組織に代わって投資家から資金を調達するプロセスである。投資銀行は仲介者として行為する。投資銀行が、引受案件を受託するために競争する場合が多い。顧客は主幹事および副幹事を選定する。その後、銀行等は、証券（債務または株式）発行の成功に向けて緊密に顧客と協力する。

ボックス A B.2. 証券引受取引におけるデュー・ディリジェンスの統合化

企業は、追加的なキャッシュを必要とする場合には、第三者投資家に有価証券（株式または債務）を販売することによって第三者投資家から資本を調達することを投資銀行に求めることができる。この販売は、私募または公募を通じて行われる可能性がある。後者のプロセスには公開市場での販売が含まれ、規制当局による承認が要求される。独立した格付け機関による独立格付けの提供が含まれる場合もある。

企業は、一群の投資銀行に当該取引のための案の提出を要請する。企業の上級代表者が、取引に関する議論を行うために、複数の銀行等の上級リレーションシップマネージャーとの会議を行う。取引の規模に応じて、企業は1または複数の銀行等を主幹事として選定する。主幹事は、追加的な銀行等の集団に副幹事としての引受シンジケートへの参加を勧誘する。

銀行が企業との既存の顧客関係を有していない場合には、銀行の案件チームがこの企業の顧客オンボーディングのプロセスを開始する (B1)。このプロセスは、例えば、リレーションシップマネージャー、デュー・ディリジェンスオフィサーまたは利益相反管理を担当する専門的部門などが実施する。全体的な目的は、銀行等がこの企業との顧客関係を開始する意思を有するかどうかを評価することである。伝統的に、主な懸念事項は、マネーロンダリング、汚職もしくはその他の金融犯罪、または既存の顧客関係に起因する倫理上もしくは法律上の相反との関連性の可能性であった。そのために、銀行は標準化された評価を実施し、必要な場合は企業とのエンゲージメントを行う。このフェーズ中に、銀行等は、企業が結びついている可能性のある実際のまたは潜在的な RBC の負の影響の特定も試みることができる。

投資銀行は、通常、非常に特定された顧客の集合と協力するため、リレーションシップマネージャーが既に企業の代表者との長期的な個人的関係を維持しており、企業の戦略とビジネスモデルに精通している場合が多い。同様に、投資銀行は大企業と取引を行うのが通常であることから、企業の RBC 課題に関する取引前の見解をすでに用意してある可能性もある。

顧客がリードアレンジャーにマンドートを付与した段階で、リードアレンジャーはより詳細なデュー・ディリジェンスのフェーズを実施する。リードアレンジャーは、このフェーズ中に、法務、財務およびその他のリスクを特定するために緊密に企業と協力する。銀行等が、企業が原因となり、助長し、または結びついている可能性のある実際のまたは潜在的な負の影響を特定するためにこのフェーズを利用することが推奨される。副アレンジャーは、主に販売に関連する活動に集中する (D) が、それでも、独自のデュー・ディリジェンスを実施すること、または最低でもリードアレンジャーが効果的にデュー・ディリジェンスを実施していることを確認することが奨励される。特定されたリスクと実際のまたは潜在的な RBC の影響の両方について、適切な措置（リスクが商業的に重大である場合には、投資家に提供される目論見書またはパンフレットの中で顧客がそれを開示することを促すことを含む。）が必要とされる。企業融資とは対照的に、顧客関係は、証券が投資家に販売され、企業が調達された資本を受領し次第消滅する。銀行は、企業との継続的な顧客関係を維持することを目指すと思われることから、それによって、実際の問題または潜在的な RBC 課題に関するエンゲージメントを行う追加的な機会が銀行にもたらされる可能性がある。しかし、実際には、顧客に対する銀行のレバレッジは、取引が完了した段階で著しく低下すると考えられる。